

# 建設水道常任委員会会議録

平成14年11月18日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中川 靖広           ○浅井 正八           小野 隆雄  
吉川 勝義

## 2. 理事者出席者

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 助 役    | 芳村 是  |         |       |
| 収 入 役  | 中野 秀樹 | 総 務 部 長 | 植村 哲男 |
| 都市建設部長 | 鍵田 徳光 | 建 設 課 長 | 堤 和雄  |
| 建設課長補佐 | 今西 弘至 | 同課長補佐   | 川端 伸和 |
| 観光産業課長 | 杉本 正二 | 同課長補佐   | 辻本 邦好 |
| 同課長補佐  | 佃田 眞規 |         |       |
| 都市整備課長 | 藤本 宗司 | 同課長補佐   | 永井 克育 |
| 同課長補佐  | 井上 貴至 | 同課長補佐   | 藤川 岳志 |
| 上下水道部長 | 辻 善次  | 上水道課長   | 御宮知恒夫 |
| 同課長補佐  | 佐藤 滋生 | 同課長補佐   | 井上 究  |
| 下水道課長  | 田口 好夫 | 下水道課長補佐 | 谷口 裕司 |

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

|           |  |
|-----------|--|
| 委員長       | 開会（午前9時00分）                            |
|           | それでは、本日の会議を開きます。                       |
|           | はじめに助役の挨拶をお受けいたします。                    |
| 助 役       | （ 助役挨拶 ）                               |
| 委員長       | まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。          |
|           | 署名委員に、吉川委員、浅井委員のお二人を指名いたします。           |
|           | 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお         |
|           | りでございます。                               |
|           | はじめに、継続審査案件であります公共下水道事業に関すること          |
|           | についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。             |
| 下水道課<br>長 | 継続審査であります公共下水道事業に関する事について、まず始め         |
|           | に、流域下水道事業の10月末時点の進捗状況であります。竜田川幹        |
|           | 線管渠第2号の2の工事「西安堵から割烹松岡」までの工事につきまし       |
|           | ては、約77%の進捗率であります。                      |
|           | 次に、竜田川幹線管渠第3号の2の工事「稲葉車瀬の発進基地から割        |
|           | 烹松岡」までの工事につきましては、約83%の進捗率であります。        |
|           | 次に、中継ポンプ場築造工事は、約68%の進捗率であります。          |
|           | 次に、委員から早期着手のご意見を頂いておりました、竜田川幹線         |
|           | 管渠第4号の工事「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野」までの工事口       |
|           | 径1.35メートル延長約1.650メートルでございますが、11月12日に入札 |
|           | の結果、浅沼組・奥村組土木・東急建設・山上組のJVが落札し、平成       |
|           | 17年9月30日迄の工期で進められます。また竜田川幹線管渠第6号の工     |
|           | 事、平群町椿井から梨本までの直径0.9メートル延長約1.970メートルに   |
|           | つきましては、先の4号と同日に入札が行われ、鹿島建設・間組・森本       |
|           | 組・浅川組のJVが落札し、平成17年9月30日までの工期で進められる     |
|           | ということになっています。                          |
|           | 次に町の公共下水道の進捗状況についてであります。6月議会で請         |

負契約について議決を頂いたコーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は、工期を11月22日までに変更した所であります。

次に、服部2丁目の公共2号・3号・4号は、工事が完了したところあります。

次に、歴史的環境整備街路事業であります西里垣内南側の東西線である公共5号については、約30%の進捗率であります。

なお、9月に議決をいただいた公共6号については、準備工等で約5%の進捗率であります。

次に、公共7号及び公共8号は、10月11日に入札を行い、それぞれ浅川組・奥野造園土木により平成15年2月20日までの工期で施工します、これらの工事で服部2丁目地内の工事は、概ね完了する事になってまいります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

小野委員 前々回の時に測定の発注のときにできるだけ町道とかに使われている測量成果を最大限活用して欲しいということで、部長からもそのようにして下さるということで聞かせていただいたのですが、ある現場を見ていたら町道の拡幅に使われているトラバーの側に下水のトラバーを新たに打ってしておられるから、どうなっているのかと思ったのですが、どうしても平面図を取るときにそこにトラバーが必要だったら解るのですが、なぜこんな無駄なことをしているのかと思うのですが、その点ちゃんと制度はできているのですか。

上下水道  
部長 前々回委員会のご指摘によりまして、6メートル計画道路など建設課の方でされておりますが、それらを全部参考にさせていただいております。ただ道路整備の測定の範囲と出る範囲が若干変わってきますので、その辺で出る範囲を広く取り入れたりしますので、若干測量範囲が増えているので、そういうトラバーを入れています。基本的にはいろんな測定の資料を基に、測量とかボーリング等の調査を参考にさ

せていただいております。

小野委員     というのは、建設の方での道路のトラバーの側に打っている。そこは建設課の方でトラバーを固めているからそれを使っていけるはずで  
す。基本は同じ道路ですからそのトラバーを使っていくのだから、側  
に30センチも離れずに打ってあるのはおかしいと言っている。どう  
なのですか。

下水道課     私自身現場の方は確認しておりません。その中で今おっしゃってい  
長補佐     るように本来トラバーは共通して利用できるのが本来の筋だと思いま  
す。ただ下水道の場合、最近測量の方デジタル化したような測量で発  
注しております。その中で現在のトラバーのポイントについては確認  
させていただきまして、説明させていただきたいと思えます。

小野委員     前々回に私が言ったトラバーを活用してくださいというのは、1つ  
の路線を単にトラバーを打っているのです。それで経費を払っている  
のです。そしたらそのデータを渡して今はみんな個々に打っているか  
らそんな誤差がでるような問題がないから、それを基準にして枝だけ  
を払いなさいと言っているのです。元々の線の中でその側にもう1点  
打たないといけないというのは、元々の道路建設のトラバーを一切無  
視しているということを指摘しているのです。前々回にそれらを最大  
限活用していますということは考えられないのです。無駄にまた発注  
してているのです。

委員長     これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで  
終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題と致します。  
理事者の説明を求めます。

建設課長 (仮称) 斑鳩町町営住宅目安北団地の進捗状況は、本体工事については12月初旬には1階部分の柱及び壁のコンクリート打設の予定であります。また浄化槽についても現在着手を行っています。それぞれの工事の進捗率についてであります。現在で本体工事は16%、電気設備工事については17%、エレベーター工事は5%で順調に工事が進んでいるところです。

次に、入居を対象となっております五百井団地、興留団地の入居者の方たちの対応についてであります。工事は完了した後の議案等にかかる関係及び住宅の家賃等につきまして、今月中に説明部会を行う予定で現在日程調整を行っているところであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

吉川委員 今すぐということではないのですが、この前視察をさせていただいて職員からも参加していただいたのですが、私たちの目から見ると大変各方面にわたって進んだ設計をされているように思うのですが、それを見に行かれてどう内部で生かされているのか、もし検討された経過があるのだったら教えてください。

建設課長 これにつきましては委員ご指摘のように先進地視察ということでもありますので、私どもにつきましてもこの視察内容について担当から報告をいただいております。松阪市につきましては団地戸数についても斑鳩町が保有している団地の戸数に比べますと非常に多いということがございます。また設計につきましても、バリアフリー等につきまして、また身体障害者、高齢者等につきましても配慮された形で進められております。こういったことの細かい内容についてはまだまだ熟知していない部分がありますので、そういった資料をいただいておりますので、その辺についても合わせまして、今後見直す予定の規則、条例等につきましても先進地の資料を基に進めてまいりたいと考えております。

吉川委員 やっぱり気づかれて少額で改造できるなということがありましたら、率先していい方に進んでもらいたいと思う。

委員長 1点だけ、私の一般質問で部長の答弁でどこでされているか解らないが聞いたことがあると、申し込み回数による選考の仕方。視察行かせてもらった奈良県の隣の三重県で4月からやっているということで、どう考えておられるのか、部長の方から聞かせていただけますか。

都市建設  
部長 三重県の松阪市は視察に行ったものから聞きましたが、そこもこの4月からそういうような形を考えているということなのですが、考え出したきっかけというのは、年4回やっておられて、事務手続き上、1階ごとに住民票を取ったり大変な手間がかかった。その簡略化がひとつ。

もう1つは、3回とも落ちた方はどうなるのかというようなことがあります。その優遇措置を考えていますということです。今までやられた例はないみたいですが、次回から考えますということです。その中でどういうふうなことが考えられるのかということですが、今のところ具体的な考えは持っておられません。たとえば抽選の際に当たりの番号を2つ入れるとかそういう形ではなかろうかと聞いております。具体的には聞いておりません。

以前県の方で実績はないのかというご質問も受けておまして、県に確かめて見ましたところ、県で把握しているのは、千葉市、広島県で一応優先の例があったと聞いております。それも受付した順番でどうのこうのとか今までを考慮して優先的に入れるということではなく、連続して落ちている世帯につきましては、たとえば抽選の際に2倍になるような2つの番号を与えたような形の優遇措置をされると聞いております。それを斑鳩町が採用するかどうかというのは、戸数の問題もあります。非常に少ない戸数でしたら難しいですし、その辺は内部の方で協議させていただきたいと思えます。

委員長 私が松阪市でお聞きしたのは、聞き間違いか解りませんが、4回外れたら優先的に入れるということでしたが。

暫時休憩します。（午前9時22分）

委員長 再会いたします。（午前9時28分）

小野委員 市営住宅の1階にバリアフリーと言いますか、できるだけ階段をなくするような改良工事、これも私が聞くところによると建て替え事業としての補助金と記憶しているのですが、そういう具合に長田住宅の西側の方は1階へ行くのにも階段を上らないといけないし、そういう補助金制度ということについても研究していただいて早めにやっていただきたいと思います。その点については何か聞いておられますか。

建設課長 具体的な内容についてはまだ内部でしておりません。今後委員のおっしゃっておられますようにさらに検討をしていきたいと考えております。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査をしたということで終わります。

次に、12月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに（1）斑鳩町下水道条例について、各課報告事項（2）斑鳩町下水道条例施行規則を併せて議題と致します。

理事者の説明を求めます。

下水道課 下水道条例について（資料1により説明）

長 下水道条例は第1章の総則から第8章の第51条までを定めており、第1条では、趣旨として、下水道の管理と使用について、下水道法及び、

その他の法令で定める他、この条例による事としています。第2条は用語の定義であります、そのうちの1号の下水については、生活もしくは、事業による排水を汚水としており、この汚水と雨水を下水としています。これは下水道法では、下水の処理方式を合流式と分流式の2つの処理方法があり、合流式は汚水と雨水を同じ管で処理し、分流式は汚水と雨水を別々に処理する為であります。

次に主なものとして、第3条から第8条は接続義務と技術基準並びに、接続方法及び手続きであります。接続については、「排水設備指定工事店」が作成する設計書と見積書等を添付した「排水設備等計画確認申請」を町に提出し、許可に該当する「排水設備等計画確認通知書」を受けて排水設備工事責任技術者が工事の監督管理を行い水洗便所への新設及び改造と、排水管等の工事を施工する事になります。その工事が完了しますと5日以内に「工事完了届」を提出し、町の検査を受け、「検査済証」の交付を受けて「公共下水道使用開始届」の提出をしていただいで、初めて下水道を使う事が出来ます。

次に、第9条は、手数料についてであります。排水設備指定工事店の登録の手数は、新たな登録は2万円、5年後の更新は、1万円、排水設備工事責任技術者の新たな登録は1万円、5年後の更新は、5千円としてあります。

第11条から第13条は、工場等からの排水について、基準以上の水質については、施設管理者(除害施設設置者)は「除害設備の設置等届」を提出し、その工事完了後14日以内に届出て検査を受け基準以下の水質にしてから下水道に流す事としています。

第15条から第19条は、除害施設の管理・事故防止・水質の測定等その報告を定めています。

第20条から第23条は、先程手続きで説明さしていただいた使用開始等の手続き等の方法の規定であります。

第24条では、使用料金についての規定であります、料金算定は上水道の使用水量を基礎にしており、一般排水は1m<sup>3</sup>当たり120円、中間排水とは、工場等で1月に300m<sup>3</sup>をこえ750m<sup>3</sup>以下については、1 m<sup>3</sup>当た

り152円、特定排水とは工場等で1月に750m<sup>3</sup>をこえるものは、1 m<sup>3</sup>当たり180円とし、いずれもこの額に消費税を含んだ額が使用料金となり、上水道の使用料金と合わせて徴収します。なお、特定排水の水質使用料は、生物化学的酸素要求量(BOD)が5日間において、1リットルに200～300ミリグラムが配出されるものについては、1m<sup>3</sup>当たり12円、浮遊物質(SS)については、1リットルに200～300ミリグラムが検出されるものについては、1m<sup>3</sup>当たり17円を水質使用料として、水量使用料に加算した額で徴収するものであります。

第25条から第30条までは使用水量と水質の認定についてであります。汚水排出量は、上水の使用水量としておりますが、井戸水等の使用については、実態を勘案して町が認定する事としております。又製氷業等については、当該営業を営む者の申告により、実態を勘案して町が認定する事としております。

第31条では土砂等の投入禁止として、何人も、土砂・ごみ・油類・農薬・その他公共下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷するおそれのあるものを公共下水道に投入してはならないと定めおります。

第32条と第33条は下水道の占用申請と軽易な変更についての手続きを規程しております。

第34条は、公共下水道に占用等町の許可を受けて実施する行為について費用は自己負担とするものであります。

第35条は、都市下水路における行為の制限と占用について、準用規程を定めております。

第36条から第40条では、公共下水道の占用期間5年とし、その許可基準について定めております、これは電線等を考えており、占用料については、「斑鳩町道路占用料に関する条例」を準用しております。

第41条から第43条は無断占用に対する処置・占用許可の取り消し及び現状回復を命ずる事が出来る規定であり、現状回復に従わない者については、町で占用物件を撤去しその費用を負担させる事とする。

第44条は、下水道の使用料の免除及び、猶予についてであります。使用者が天災又は、その他の災害を受け支払能力が無いと、「公共下

水道使用料免除等申請書」が提出され、やむを得ないと認めた時、又、その他町長が特別の理由(規則27条 申請により天災その他災害を受け支払能力が無いと認められ者)があると認めた時は使用料金の減免又は猶予ができるとしたものであります。

第45条は、条例による許可又は承認に条件を付す事が出来る事としています。

第46条は、下水道の機能及び構造を保全する為、立ち入り検査をする事が出来る、但し居住建物については、その居住者の承諾を得て立ち入るものとする。なお町は、身分証明書を携帯し求めにより提示する事としています。

第48条では、罰則について定めており、無断接続・指定工事店及び排水設備工事技術責任者以外の設計や施工・未竣工検査の使用・虚偽の報告等について、5万円以下の過料としており、使用開始の届出を怠ったもの等は、1万円以下の過料と定めています。

なお、詐欺その他不正な行為により使用料、手数料又は占用料を免れた者は、その免れた額の5倍の金額以下の過料を科す事としていますが、この金額が5万円に満たない時は、5万円とする事としています。

斑鳩町下水道条例施行規則について（資料5により説明）

排水設備の設置や技術基準と各種の手続きに伴う様式等について定めています。第3条から第5条については、排水施設の設置及び技術上の基準であり主には接続方法等であります。

第6条については、条例第7条に規定する排水設備の等の計画の確認申請に必要な添付図書の定めであります

第7条は、前条で確認を受けた接続工事が完了した時、工事完了後5日以内に完了届を提出し、町の完了検査後、様式8号による検査済証の交付を受け、見やすいところに当該検査済証を掲示しなければならないと定めています。

第8条は、各戸に設置する汚水ますは、1ヶ所としており、町の指示以外で2個以上の設置や、既設ますの移設等については、個人負担とし

ています。

第9条から第13条は除害施設の設置の特例・設置の届出・除害施設等の管理者の届出・事故の届出であります。

これは、除害施設を設置する特定施設については、町に設置の届をして、完了検査を受け、その使用については管理者を決めて管理を行い、事故等が発生し時は、汚水の流失等をしないように対応する事としている。

第14条は、下水道の使用開始・及び休止・廃止・又は再開等は、「公共下水道使用開始等届」により町に届け出る事としています。

第16条は、工事等による一時使用の手続きであります。

第17条は、使用水量は、上水のメーターによる事としています。

なお、井戸水等も使用されている時は、町の浄水使用水量の平均から一人当たり5立方mとし、毎月1日の世帯人員を乗じた水量とみなす事としています。なお、これによりがたい場合は、その家庭の水使用及び排水の状況から、町が認定する事としています。

第18条から第20条は、300立方m以上を使用する工場等における水量と水質の認定についてであります。

第21条から第24条は、下水道施設に対する行為の制限と占用の手続きについての規定であります。第26条は占用期間満了等した時の現状回復の規定であります。

第27条は、天災その他の災害を受け、使用料の支払能力が無い場合について、申請により町がそれを認めた時は、使用料の減免又は、猶予が出来る事としたものであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

吉川委員 まず除害施設の関係ですが、斑鳩町にこのようなものがあるのかどうか。これから届け出があるのか、どういうものなのか例があったら教えて欲しい。

それから9頁の25条の汚水排水量の認定ですが、2号で町長が認

定するとありますが、その基準とか内容を教えて欲しい。

それと、10頁の31条、謳っておられることは分かりますが、この検査はどのような方法を考えておられるのか。

それと罰則なんですけど、5万円以下の罰則ですけど、3号で工事の監督管理を怠ったもの、1号でも謳っておりますが、これ両方合わせたら、例を取ると私も払う、また業者も払う、両方から取るのか。はっきり言ってこれは業者にみんな任せます。これは業者に強くやってもらわないと、指導してもらいたいと思う。そこらの考え方をお聞かせ願いたい。

下水道課 始めに除害施設の斑鳩町で該当されるであろうという状況の分はどれくらいかということではありますが、現時点では手元に資料はございません。今後調べてまいりたいと考えております。

次に、使用水量の料金の基となる工法についてでございますが、施行規則の7頁をごらんいただきたいと思っております。17条の2項3号ということで、家庭用のみに使用される水（水道水を除く。）については、5立方メートルに毎月1日現在における世帯人員を乗じて得た量を当該世帯の1月の汚水排水量と見なすということとさせていただきます。これは町の上水使用水量の平均から1人当たり5立方メートルということで考えておりました。それを状況を見る中で適応していくという考え方をさせていただきます。

それと31条の土砂等の投入の禁止というチェックであります。各ご家庭の関係につきましては、先ほど説明の中で接続を考えておられる方は排水設備の確認申請いわゆる接続申請という形になるわけですが、それを出していただいて計画通りでいいということであれば、許可に該当する確認済みを出さしていただいて、それに基づいて指定工事店、責任技術者等の管理を受けながら工事をされるということとさせていただきます。そして完了した段階で完了届けを出していただくわけですが、その完了届けをいただいた後、検査に赴きまして汚水管の接続間違いがないかどうか、町の方でチェックさせていただきます。

検査済書を発行させていただくということになっております。この規定は故意に下水道への投入があったということになると、捜査をして対応していくという考え方の条項ということでご理解を願いたいと思います。

上下水道  
部長 罰則規定については48条関係は業者になると考えています。49条は個人が対象、50条の過料についても個人、業者と重複するということ・・・指定工事店を設けていますので、48条の罰則についても指定工事店の・・・定期的に検査しその中にそういうものが流れていないかということも突き止めて検査する必要があると考えています。

吉川委員 ある程度理解はしたわけですが、3年に1回とか5年に1回は点検するようにしないとわかりませんね。大変だとは思いますがその辺の管理についてお願いしておきます。

それと、資料5の規則第5条の排水設備の接続関係ですが、例を取ったら、自分の家庭の浴槽からその接続管へは75ミリと謳っていますが、実際に今排水管75ミリを使っている家はないのではと思う。私が思っているのは75ミリは浴槽の出たところから75ミリにしなければいけないと思って質問していますので、それでなかった答弁してもらいたい。ある一定のところまでは75ミリは付けられないと思う。個人の家で付けておられる人はないと思う。大便器の関係でも100ミリもこんな大きいものを付けられるのかな。これを全部やり直すとなれば大変な費用がかかると思う。こんな大きな内径でなかったらいかんというのは考えるべきだと思う。その辺の理由を教えてください。

これからいろいろ業者にお願いして手続きをしなければいけない。仮に業者にしてもらったら手数料が要ると思う。公認された業者は全部同じ費用で指導するのか、業者任せにするのかお聞かせください。

上下水道  
部長 第5条については新設ということで考えておりました、今現在既存の分についてはこの基準は考えておりません。これは準則をそのまま引用しているということでご理解願いたいと思います。

それと業者、指定工事店の関係ですが、排水工事の見積書を提出していただきますが、その見積書を十分精査していくということで、特に法外なものにならないように指導していく必要があると考えています。代行費用については、今後指定工事店等条例を制定いたしますと、恐らく組合等つくられると思いますので、その辺の中で取らないという形で指導していきたいと考えています。

小野委員 今の答弁の中で考えさせてほしいと思うのは、その規則の5条関係で部長は新設と考えているという答弁なのですが、新設という意味はどういう意味なのか。部長が言っているのは新しくそういう水洗便所、浴槽その他の施設をつくることを新設と言っているのか、この規則の第5条はその他の施設から排水設備に接続する排水管を謳っているのです。接続するということが新設なのです。だからその辺をはっきりと限定してもらいたいし、もし前段で言ったような新しくつくる場合はこういう接続管にしてくださいという意味だったら、条文を1つ増やしてもらいたいと思う。これは誤解を招くおそれがある。というのは、指定業者の方が誤解を招くと思うのです。その点はどうか。

下水道課  
長補佐 まず5条の数値的な基準ですが、まず排水設備施工に伴う指針というのがございまして、それに基づいてそれを引用してきております。その中で委員がおっしゃいました考え方ですが、町としましては既存に設置されている分についてはそこまで改造費用を負担していただきたくないという考えをもっております。やはりこれにつきましても下水道の普及を促進するという意味もございまして、改めてそこまでやり換えをなささいという指導はしていかないつもりでおります。あくまで新築される場合に排水管はこういう形で設置していただくとい

う基準として考えていきたいとそのように考えております。

小野委員　　そういう思いがあるのだったら、ここへ増やしていただきたいと思  
います。文章はお任せいたします。

この前菰野町に視察に行ってもらいました。今日は担当の係長は出  
席しておりませんが、当然報告は受けておられると思いますが、菰野  
町は供用開始の丁度1年前に条例を制定したと伺っています。その点  
1年前では支障を来すのかどうか、明確に感想をお伺いしたい。

助 役　　今議長からの質問でございますが、別に支障は来しません。ただ町  
としては早く住民に対して下水道の普及促進に理解をしていただく。  
また質問もいろいろ出ております。そういうものに対して住民から意  
見を聞いて是正するものは是正する、そういう意見を聞く場を相当期  
間2年間を持っていくということでございますので、ご理解を願いま  
す。

小野委員　　条例と規則の説明を合わせて説明してほしかったのですが、私が気  
がついたことだけ申し上げておきます。

まず3頁の第4条の表なんです、勾配、3号と5号の関連から言  
えば口径が大きくなれば勾配が緩やかになってくると、その汚水の場  
合がなぜ200ミリに上がっていたら、2%勾配がきつくなっていく  
のか説明してくれますか。

それと、言葉の定義で第2条に書いています「下水」というのは、  
汚水又は雨水という、雨水を含めて下水というような表現だったと思  
うので、その点先に確認したいと思う。

下水道課  
長　　下水道条例の定義をここで表せていただいております、今委員が  
おっしゃっていただいておりますように、下水というのはトイレ、台  
所の水等の汚水ではないのかということも関連すると思います。分か  
りにくかったかもしれませんが、先ほど申し上げましたのは、いわゆ

る大阪東京等の進んでいるところは合流式・・・

小野委員 先ほど説明したとおりもう一度言ってください。

下水道課長 下水については、生活若しくは事業による排水を汚水としており、この汚水と雨水を下水としています。これは下水道法では下水の処理方法を合流式と分流式の2つの処理方法があり・・・

小野委員 この条例の書き方だったら、「又は」と入っている。だから汚水又は雨水を下水というんだと、何か誤解を受けないかと思う。今課長が説明していただいているのだったら、「又は」ではないと思う。これでいいのかな。

下水道課長 下水道法の部分で定義がされておりました、①下水、生活若しくは事業に起因し若しくは付随する排水又は雨水を言うという表現でありますので、このような形にさせていただきます。

小野委員 それから先ほど吉川委員もおっしゃっていたのですが、4頁の第8条ですが、ここの中の「施行」という言葉が違うように思う。工事を施行する場合は「施工」だと思うので検討してください。

それから指定業者の登録で、5年を有効期間に定めてということで、このあたりどこに載っているのか教えていただきたいと思います。

下水道課長 有効期限は5年ということは、後で説明させていただきます斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則の中で書かさせていただいております、下水道条例の説明の時にそれらも含めながらも理解を得るために5年ということの説明させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

小野委員 多分指定工事店等に関する規則の中にあるのだなと思って、前もつ

て見ているのですが、12条に第17条2項に規定する有効期間の満了に伴いと書いてあって、17条に2項はないし、どの17条かわからないし、その点についてはどうなんですか。

それと「施行」という言葉はどうなんですか。

植村部長 これについては工事だけでなく設計も入れてということなので、設計を行う工事を行うという形の中で「施行」という字を使っております。

小野委員 設計施工や工事施工というのは「工」だと思うのですが、もう一度調べておいてください。

それから8頁の23条を見てください。土木又は建築に関する工事の施行と書いておられますが、これはだめなんですね。部長の説明からいったら。だから設計だから「行」という字を使うのは納得いきません。もう一度検討しておいてください。次出されるときにきちっとしておいてください。

それから第10条の中で竣工検査に特別な費用を要したときはと記載されているのですが、これは指定工事店がその費用を負担しなければならないと謳ってもらっていますので、各個人には負担がかからないという感じなのですが、町は指定工事店に費用を負担させたということで、個人に負担がかからないようにしていると言われても、その工事を依頼しているものがかかった経費の一部として当然請求されたら払わなければならない義務があると思う。そのことについてどうなのかということと、竣工検査に特別に費用を要するというのはどういうことを制定されて書かれているのか。具体的な例があれば教えてください。

上下水道部長 たとえば管は埋設されておりますので、極端に言ったら管にカメラ等を入れるとか、異常があつて掘削しなければならないとか、いろいろ想定はされると思います。ただ町が検査にカメラ、重機等を入れる

場合には一定の負担をお願いしなければならないと考えております。

指定工事店の関係ですが、第7条で指定期間等ということで書かさせていただきますいております。

小野委員 検査にカメラを入れるというのは、宅内排水管について検査をするのですね。その時に掘り起こさなければいけないという検査になっていくのかということも疑問なのですが、そしたら特別班を設けて一斉に検査をやっていくという体制を整えるのですか。

上下水道  
部長 これは工事を行った後竣工届けを出すということですので、工事を完了したら町が検査を行うということです。粗悪な工事がないようにということが本来の趣旨でございますので、指定工事店をする中で十分そういうことも考えて指定していかなければならないと考えています。

小野委員 5頁の11条2項の「当該各項に定める水質より穏やかな排水基準が適用される」とはどのような意味なのですか。また勉強しておいてください。

9頁の吉川委員が尋ねている分なのですが、25条1号に使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する、とあります。また2号以下にも同じようにあります。そしたらそれが規則にでも決めているのかどうか、その時その時の絵を描いているような感じがする。もう少し明確な要綱なりが制定されるのか、その点お聞かせ願いたいと思う。

上下水道  
部長 排水量の認定についてはいろんなケースがあると思う。洗車される水をどこへ放流するとか、その辺変わってくると思いますので、その業種によって一定の取り扱い基準のようなものをつくる必要があろうかと考えています。その辺についても今後他町の実体等を見ながら把握していく必要があると考えています。たとえばプールにしても下水にはいるのか入らないのかで取り扱いが変わってきますし、風呂につ

いても取り扱いが変わってくると思いますので、その辺も今後研究していきたい。水道でも漏水等ありますので、その辺とも関連した中である程度の基準を設けていく必要があると考えています。

小野委員 それから11頁の34条のところで、特別の費用負担のところで説明を受けたのですが、占用という言葉が出てきたから私が言ったのですが、この特別の費用負担は24条ですから占用ではなかったと思いますので、その辺整理していただけますか。

下水道課 34条で書かさせていただいているのは法24条のことなので、ご理解いただけたらと思います。

小野委員 わかりました。勘違いしておったので結構です。  
それと13頁の44条ですが、免除又は猶予のところで、公益上その他特別の理由があると認めるとき、特別の理由とは規則の27条の1, 2号というように説明を受けたのですが、そしたらこの中にもまた特別の理由があると認めるときとなっていますので、この辺はどのように理解したらいいですか。

下水道課 1号ではご理解できるような内容で書かせていただいておりますが、規定がなかったらそういう事象が生じても適応ができないということから、このように書かさせていただいております。

小野委員 規則の方で、4頁の8条3号で、町長が特に必要があると認められた場合、町長がその都度定める費用とか、5頁の13条2号で、その都度定めるところによるとか、その都度とかという言葉が出てくるのですが、先ほどの部長の答弁でもう少し具体的なものがいろいろつくっていってもらえるということですのでよろしく願いしておきたいと思っております。勘違いされて住民に不利益にならないような運用をお願いしたいと思う。

それから、規則等の書き方でちょっと読みづらかったのもこれでいいのかなと思うのですが、10頁の24条の4項、占有者は次の各号の一に該当するとき・・・このような表現でいいのかな。

総務部長 内容については直っていない分があるのですが、これらの文言については「何れか」に変えておりますので、このように訂正をお願いいたします。

小野委員 いろいろ今度出してこられる条例についても、まず理事者側が理解してもらいたいと思う。議員の素朴な質問に戸惑うような条例をつくってこられたら運用が心配ですので、それらについては各担当課若しくは全体で議論して統一してもらいたいと思う。いろんな面から引っ張ってくるものもあるかと思いますが、なぜそういうものが必要なのかということも理解しながらやっていってもらいたいと思いますので、もう少し整理したものを出していただけますよう付け加えておきます。

委員長 私から少し意見を述べさせていただきたいと思いますが、斑鳩町が出してきている下水道条例案であるのに、なぜ具体的な数字の勾配が誰も答えられないのは無責任ではないのかなと思う。なぜ答えられないのか疑問に思います。

助 役 この下水道条例の内容につきましては、一応準則というものがございます。それに基づいてするということ。しかしその準則の内容は全て職員が把握して、そして委員の質問には的確に答えていかなければならないのは当然でございます。ただこの条例につきましても法令審査会においていろいろ議論をしております。今言われたようなことも当然質問を担当課にいたしました。的確には答えていたように思うのですが。急に言われて答えられないということありますし、また法律にないものが条例に定めていますから、そこらの点について法律との

整合性があり担当は直ぐ言って解らないということがあります。いずれにいたしましても先ほど担当課が的確に答えたものもあると思えますけれども答えきれないものもございますので、今後の委員会については委員の質問にはきちっと答えるようにいたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

委員長 暫時休憩します。（午前10時40分）

委員長 再開いたします。（午前10時55分）  
訂正があるということですので、説明を求めます。

上下水道 下水道条例の3頁の第4条の第3号の表の中で、排水管の内径150以上が1.0%が1.5%、200以上については2.0%が1.2%ということで訂正お願いいたします。今度12月議会に出すときに他のところも精査しながら確認していきたいと考えております。

吉川委員 お願いですが、規則の第6条の確認申請で、できるだけ簡単にできるようにでしたら検討していただきたいと思います。

委員長 次に、（2）斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例について及び（3）斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課 （資料2により説明）

長 この条例は、都市計画法75条において「下水道事業により著しく利益を受ける者は、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させる事ができる」と規定されている事から、町といたしましては、下水道事業に要する費用の一部を、受益者に負担して頂く為の条例であります。

第3条において、1戸当たり10万円とすると定めており、第4条におい

て、加入負担金の納付は、下水道条例第7条の「排水施設等計画確認申請」の提出時に納付するものとしていますが、排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例により融資を受けようとする者は、当該融資を受けた後に収めて頂く事としています。

第5条では、加入負担金の免除として、生活保護法第6条1項に規定する生活保護を受けている受益者と認められる者については負担金を免除する事が出来るとしております。

第6条において、負担金を納付した受益者(所有者)の変更があった場合、その変更を町長に届け出たときは、先の加入負担金納付の地位を継承する事としております。これは趣旨に基づきまして、その土地に関する負担金ということをございますので、そのような定めをさせていただきます。

(資料3により説明)

斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例について説明させていただきます。

下水道の接続率を高めると共に接続家庭の急激な支出に対応する為に、町が融資あっせんをするもので、早期の水洗化を図る為に、加入負担金を含み、限度額を60万円とするものであります。

第2条から第4条では、融資あっせんの対象工事として、供用開始区域内の水洗便所に改造工事としています。これは住宅等の新築を除く既設住宅等について、公共下水道に接続する為の水洗化と同時施工の排水工事を対象とし、処理区域内の家屋所有者又は所有者の同意を得た使用者が、改造工事費等を一時に負担する事が困難であり、融資の返済能力ある者が連帯保証人をたてて、「排水施設等計画確認申請書」の提出時に、第5条の「排水設備改造資金融資あっせん申請書」に指定工事店の見積書と、町の納税証明書等を添付して町に提出していただくということと考えておりまして、その申請について、町の審査で融資あっせんを決定した時は、排水設備改造資金融資あっせん決定通知書により、申請者に通知をする事としています。決定通知及び計画の確認を受けた者は、第7条の規定により、6ヶ月以内に工事を施行する

ものということでございます。第9条の融資あっせん額の決定については、工事完了後5日以内に提出した完了届により竣工検査を受け検査に合格したものは、「融資あっせん額決定通知書」の交付を受けることとなります。それをもって第10条により、取扱金融機関に融資申請を行い、融資あっせん額決定通知書等を添付し提出することになっておりまして、その結果として銀行から融資を受ける事となります。

なお、償還は元金均等で60回以内の毎月の返済となり、完済した時は第13条の利子補給についてであります。完済後3ヶ月以内に「排水設備改造資金融資利子補給金交付申請書」に「完済証明書」を添付し町に提出し、町から利息の全額を助成するということでもあります。繰り上げ償還については、第12条で、融資あっせん資金の償還前に、住所移転または、便所の所有権等を第三者に譲渡しようとするときは、全額繰り上げ償還して頂く事としています。

第14条で、借受者又は、連帯保証人の債務不履行により取扱い金融機関に損失が生じた場合は、町がこれを補償する事としています。

なお、第2条の説明において、新築を除いておりますのは、建築基準法第31条の規定により下水道の供用開始区域内で、新たに住宅等を建築する場合は、公共下水道へ流入する水洗便所としなければならないと規定されていることから新築を除いているところであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

吉川委員 資料3の方で、2条の1号ですが、（これに伴い同時に施工する排水設備工事を含む。）と書いていますが、これはその前に書いてあるくみ取り便所とか水洗便所を改良する時だけに対象になるものなのか。大概のところはコンクリートしていますから、コンクリート割ったりするのに工事費が高つくと思う。その場合それは入っているのかどうか教えていただきたい。

それと利子は町の方で定められるので、借りる方には第4条の5号融資資金の利子ということで、13条で利子の全額を補給すると謳っ

であるので、借りる方には町がいくらで借りようが関係ないという解釈でいいのかその点について教えてほしい。

それから第4条の2項にも、1個のくみ取り口を有し、又は1基の浄化槽と連結する大小便所又は兼用便所を水洗便所に改造することとも謳っているわけです。これは先ほどの2条の1号2号で申し上げたことに関連しますので、この辺わかりやすく説明していただきたい。

それから2頁の第5条の2号、町税の完納書については町で調べてもらえないのか。いちいち町へ行ってしなければいけないのか。もし町で出るのであれば省いていただけたらありがたいと思う。町の考え方を聞かさせていただきたい。

それともう1点、13条2項の完納証明書を添えということになっていますが、この証明書については手数料が要るのかどうか。以上についてお願いしたい。

下水道課長 先ほどおっしゃっていただきました対象工事ということですが、この下水道に接続するときに、確かにつなぎ換えだけでいけるとい部分もあるかもしれませんが、関連して雨水も合わせていらわなければならないような部分も考えているということでご理解をお願いしたいと思います。

上下水道部長 金融機関の利子等につきましても、町の方で毎年その年その年に書く金融機関と協定を結ぶことを考えています。現在2.2か2.3ぐらいでやりたいと考えています。全ての金融機関と一定の金利で協定していこうと考えています。金融機関でバラツキの内容にしていきます。それから納税証明書ですが、これについては町が勝手に調べることは出来ませんので、その辺の書式も町営住宅で無手数料でされておりますので、そういう方法もあれば検討していきたいと考えています。金融機関の完納証明書につきましても、金融機関で融資あつせん事務取扱ということで協定を結びますので、その辺十分協議していきたいと考えておりますので、今手数料が要るか要らないかということに

については的確に答えられませんけれど、出来るだけ金融機関との取り扱いの協定の中で定めていきたいと考えております。

吉川委員 今部長から説明していただいたように、出来るだけ簡単にできるように努力していただきたい。手数料についても出来るだけ取らないようにしていただきたいと思う。

1点目の件ですが、第2条で改造工事というのは2つと謳っておりますので、今あるものから引っ張ってくる工事についてはこの融資あつせんは出ないように思いますので、この工事については研究していただけるようお願いしておきます。

小野委員 改造資金ということで、改造工事だけに限定されているのですが、いろんな場合があると思うのです。例えばくみ取りの今までの既設の便所から前に公共下水が入っているところまではものすごく経費がかかって困難やと、そしたら幸いに公共枡の近いところに新しく新築するのだと、そして前のは壊してしまうのだと、そういう場合にはこういう利子補給については受けることが出来ないのですか。

上下水道  
部長 一応改造ということになっております。改築というか建築になりますと、先ほど課長がもうしました確認申請等の関係で付けられないという状況になっていますが、実際その実態等を照らし合わせながらやっていきたいと考えています。我々想定しているのは現在ある既存の所から宅枡に繋ぐ便所の改造、排水管等の設備については融資あつせんをしようということを考えています。新たに便所をつくるとかその辺については想定していませんので、今後取り扱いについてはどの辺の範囲までと決めるのは難しいとは思いますが、研究をしていきたいと思っています。

小野委員 改造工事だけに限定されているが、改造費の限度額が50万円と解釈するのが正しいのか、改造費だけで加入負担金を除くんだと、これ

は別というような申請の仕方をされたらどうなるのか。

下水道課長 改造工事の分としては、こちらで算定させてもらった中でいろんな敷地と建物の状況もあろうかと思いますが、概ね50万円程度で出来るであろうと考えております。10万円が加入負担金ということで考えていますことから、限度額とその分60万ということでございます。何れにいたしましてもこの融資額を考える中では指定工事店の見積等が添付されて出てきますので、その辺で金額的なものは考えてまいりたいと考えております。

小野委員 この条例を制定しようとする目的は早くつないでもらうということですね。だからそういった面で考えていってこの加入負担金も上乘せしたような条例案です。その中で改造資金融資ということで書いてあるから先ほど私が質問した新築は難しいような答弁をもらっているからその点はもう少し目的をはっきりとさせたら、それらに対しても、新たにつくる方が繋ぎにいきやすいという場合もあると思う。だから新築とか改築というものは改造やからダメやというのは意味をなさないのやないかなと思う。もしあくまでも改造資金が融資できないということになったら、加入負担金の方を別にして、改造費の60万円は認めるべきだと思うし、その点の設定の仕方に考慮できないかなと思います。

それから利子補給に関する条例の方なのですが、3ページの損失補償ということで、この第14条はどういう意味なのかと思うのですが、借受者又は連帯保証人の債務不履行により、取扱金融機関に損失が生じたとき、町長はこれを補償するものとする。この条例はあくまでも利子を補給しますよというものです。ところが14条でしたら、もしそうして債務不履行になって損失が生じたら町が補償しなければならないとなっているから、ちょっとこの辺については表現の仕方を変えなければならないと違うかなと思うのですが、この点についてはどのように考えておられますか。

総務部長 これについては2つの意味合いがあると思います。1つは改造するための融資をあっせんするという事。これは町が金融機関にあっせんするという事です。それに伴って出てくる利子については完済した時点で町はそれを補給するという2つの趣旨があります。そうしたことで金融機関についても町があっせんされたから町が履行義務を課すということもありますので、そういったことの補償が必要ということで損失補償という規定を設けております。

小野委員 前段の部分は分かるのですが、ということは町もその融資に対してのあっせんしているだけでなく、それを補償してきているということになったら、こういうことは余り起きてもらいたくないのですが、そういう事に対してある程度の予算を組んで行かなくてはならないと思う。それらについてはある程度の覚悟もしておられるのか、その点はどうですか。

総務部長 一応無いとは言えませんので、取り敢えず名目予算の額は計上しなければならぬ。実際に出てきた場合について必要な分については補正を組むとか流用するとかという方法を取っていかなくてはならないと思います。

小野委員 それは税金で対応されるのですか。それについての住民への説明はどうされますか。

総務部長 これはあくまでも良好な環境を保つという、そうした面で推進していくという観点からそういった面についても税金をつぎ込んでいかなくてはならないということで、住民の理解を得ていきたいと思っております。

小野委員 それも結局早く繋いでもらうという意味での考えだと思っております。

が、そういう経緯も致し方ないという感があるのだったら、また元に戻るけれど、加入負担金の件を下げれば同じことではないかなとそのように思います。

それと、この加入負担金の納入する時期なのですが、この利子補給に関する条例で、融資を受けようとするという者は融資を受けた後ということ、この条例の施行期日は供用開始の日から施行するとなっています。これは供用開始の日までという形で仕方がないのかなと思うのですが、供用開始になる前にこれらの工事も進めていかないとものすごく最初の出発が遅れてくるのではないかと思うのですが、その辺もう少し考え方というものがないものか。

上下水道  
部長 供用開始の告示の仕方にもよりますが、そういう手続きはある程度供用開始の日からするのが望ましいだろうと考えています。供用開始の日をどのように設定していくかということもあるので、これは今後議会でも十分調整していきたいと考えています。

小野委員 例えば条例というのは、施行日が決まらなかつたら動かないのですやろ。そしたら融資あつせんとか利子補給に関する条例が動かないということは融資を受けるような手続きが取れないということですね。片方では供用開始で早く繋いでもらいたいというようになっているから、ここの日はもう少し先にしておいてもいいのではないか。こういう条例の出し方というのはこれでいいのかなという疑問がある。先ほどの下水道条例だったら4月1日からとなっているのだし、本来は繋いでもらおうというのには加入負担金とか、これについてはもっと早くから周知して早く動かしたいということがある。それだったら17年4月1日という目標があっても17年度より早くから供用開始が出来る可能性はほとんどないのしょう。そしたらもう1年先に条例を制定しておいてもこの工事はまだ出来ないのだから、その期間が2年ほど要るということをおられるのではないかと思うから、この施行する期日の書き方を研究してもらいたいと思う。その点はど

うなんですか。

助 役

部長は出来るだけ早くすることがいいと先ほど申し上げましたが、下水道の供用開始は平成17年4月からです。そういたしますと共用開始前に工事をし下水道に接続することは出来ないわけです。それと同時に平成17年4月1日から供用開始となり、告示後しか下水道に接続工事出来ないということになります。告示を4月1日なら4月1日にやるという形で告示をするということで早期に接続工事を出来るようにしなければなりません。そういうことでやはり法令審査会の上でも、この付則の施行日をどうするかということでいろいろ協議をいたしました。最終結論としては供用開始については平成17年4月1日でありますので4月1日に告示をし、4月1日から下水道に接続できることにすれば、供用開始の日からの施行が一番適当であろうということで判断したわけでございます。先ほど申し上げました早く設定するというのは、やはり住民の方々に十分説明し、そして住民の不利益を被らないよう、また住民が安心して期待して、そして下水道の供用開始を待っていただくということで、早くお願いするというのを考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

小野委員

嫌みと聞かれるか分かりませんが言おうと思います。今まで助役さんがそう言ういい方をされるから。5年頃に条例を制定しようとした。ところが供用開始がいつか分からなくなったから、委員会でもストップしたのです。あの時いろいろな案が出た。それでも整合性がないということで私は意見を言ってきたけれど、その供用開始が分からないから棚上げしておったのです。だけど去年から中継ポンプ場がやっと発注した段階で突発事故が起こらない限り14年度受注入れてきていると、だから17年の4月ということが確定してきているということによって、条例を制定しようとしているのだから、その供用開始の日から施行するというので、現時点ではこういうことで条例を制定して住民にこういう融資のあっせん、加入負担金を周知するというのに

制定だけが必要だという考えで議論しているのだと思うのですが、供用開始の日がいつか分からないのに供用開始の日から施行するという条例はちょっと合点がいきにくい、そういう思いなのです。

助 役      たとえば公布の日からの施行という形にすれば、平成17年4月1日の供用開始と公示の関連もあり住民に誤解も招くことになることから供用開始の日からとしたわけでございます。住民に対し明確な説明を行うには全ての関連条例をクリアする必要があります。そうして下水道の普及に積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えています。これからの供用開始に向け多くの課題がありますが、議員の大きなご理解を得る中で進めていきたいと思っています。こうしたことも含め今回の下水道関連条例の制定にご協力いただきたいと思っています。

小野委員      利子補給に関する条例の第2条なんですが、この書き方が素人では分かりにくいのです。1号は分かります。これに伴い同時に施工する排水設備の工事を含む。このカッコ書きは1号2号にも書いてもらっていて、その2号は浄化槽と連結する便所を改造するための工事ですね。このカッコ書きは2号と同じですよという意味と浄化槽と連結する便所を改造するための工事というのはダブっているのではないかと思うのです。2号の浄化槽と連結する便所を改造するというのはどういうことなのか、具体的に教えてください。

下水道課長      浄化槽と連結するという意味合いはどのようなものかということでございます。単に今便器があって浄化槽に繋がっているわけですが、それを想定する中で、今度下水道に繋ぐときに本来は浄化槽のものを切替したらいけるということではなくて、一部床とかそういうもの等のことを思って書かさせていただいているということでご理解いただけたらと思います。

上下水道      2号は浄化槽と連結する便所を改造する。端的に言いますと浄化槽

部長 の撤去とか浄化槽の処理も当然見ていかなければならないということで、それらも含めるということで我々理解しております。

小野委員 結局、今水洗便所で浄化槽が戸別浄化で済む方の水洗便所を繋ぐために排水設備を工事する、それは当然ある。それと今部長が言う浄化槽をどう処理するか、例えば砂で埋めてしまうとか、撤去する場合の経費についても利子補給をしますということでよろしいのですね。というのは浄化槽はそのまま放っておいて公共枡へ繋いでいだけだったら、1号に書いてある同時に施工する排水設備の工事、水洗便所だったらそれで済むと思うので、2号について何もかっこ書きを次号において同じという具合に持っていく必要はないと解釈します。浄化槽の撤去とかそれらについても利子補給は出来ますよということでよろしいのですね。そういう表現ですか。

上下水道部長 基本的には先ほど言いました宅枡に繋いでいただくための費用については持っていこうという考え方ではありますが、それ以外にたとえば電気設備などいろいろ要と思いますので、それらの費用も含んでいるということで考えています。

小野委員 この利子補給を受けられない人はどういう人かということをもう少し明確にしてもらった方がいいと思うのです。それだったら全ての人が全部利子補給を受けられるということで解釈していいのか。むしろ1号のかっこ内の次号において同じというのはいらないのと違うかという思いがありますので、そのことを検討しておいてください。当然集中浄化槽の撤去とか排水設備というのは2号の浄化槽と連結する便所を改造するための工事ということで、全部包括されてくるんじゃないかなと読みとれるのではないかとということで提案しておきます。

下水道課長補佐 今の2条の扱いですが、一般的には小野委員さんが言っていました考え方便所の改造については広く適応していくというような

認識の元で文言を付加させていただいております。ですから単純にくみ取り便所を水洗便所に改造するための工事のみで捉えてしまいますと、それなら水洗便所を既に使っているところはどうかという考え方に与えられてしまいます。また今おっしゃっていただきましたように集中浄化槽のトイレは、一般的に住民につきましてはもう既に公共下水道に接続しているやないかというような認識を捉えているところもございます。ですからそれらについてもあくまでも公共下水道ということに広く理解していただくためにおいて、浄化槽と連結する便所を改造するための工事ということで文言として2号を入れさせていただいている状況です。

小野委員 下水道法で供用開始したら、今更その浄化槽へ設置するということは出来ないのでしょ。だから1号ではするための工事、かっこしてわざわざこれに伴い同時に施工する排水設備の工事を含むと明記しているのです。そのことは2号の水洗便所を改造するための工事も含みますよとわざわざそれも載せている。だから住民に不利益にならないようになるべく早く繋いでもらうようにという意味で条例を作っていたのですが、あまりもかさばっていくような感じがするから条例としてどうかということを言っただけです。その点はどちらでも結構です。

委員長 第9条で、町長は改造工事を完成し条例第10条第1項の規定により竣工検査に合格したときは融資あっせん額を決定するとありますが、工事が完成して検査に通ったらあっせん額を決定すると、そしてら業者借りる人にもよりますが、例えば改造費が50万円要りました、そして検査を受けて決定額は30万円しか決定しませんという可能性も出てくると思います。その辺はどうですか。またその決定額は誰がどうして決定するのか教えてほしい。

下水道課 この決定額と言いますのは、あくまでも最初見積をあげていただい

長補佐 た段階でチェックさせていただきます。最終的にこの業者の施工の状況、若しくは現地の施工の状況により出来高精算的な額が出てくる可能性があります。便所を改造された人につきましては請求される額ですが、それにつきまして再度その段階でうちの方がチェックさせていただきまして、マックスとして負担金を含んで60万円までは貸して融資をあっせんさせていただくという流れでいこうかなと考えています。

委員長 そしたら先にある程度見積をいただいて、その見積通りの工事をしてたら大体見積の金額は決定できるということで理解したらよろしいですね。

下水道課 今おっしゃったとおりでございます。  
長補佐

委員長 次の第10条で、前条の通知を受けたときは、取扱機関に対して融資の申請をしますね、借りる者が。借りる人が銀行に対して融資の申請をして、保証人を1人つけるという条件ですけど。個人的に金融機関と契約するんですね。町が金融機関と契約して町から借り主が借りるのではないですね。それなのになぜ町長が保証する必要があるのですか。

下水道課 これはあくまでも水洗化促進の関係で町の方が金融機関をあっせん  
長補佐 する。例えば町が何社か金融機関を設定していきますけれども、その中で融資について町もチェックしますけれども、向こうの方もチェックしていく中で、あくまでも町が1つ掴むのは町がその銀行をあっせんしているという考え方の元でこういう文言にさせていただいている状況です。

委員長 銀行自身が仮に中川靖広を審査して、あなたに融資しましょうと。

それは銀行と私の契約です、それに対して町長が保証する必要が全くないと思いますが。

下水道課長 補佐も言いましたように、先ほどの質問の中にもありました。いわゆる下水道を出来るだけ早くという中で、手段目的はご理解いただいておりますように接続を早くという考えの中で、町は融資のあっせんをするという意味合いの中で・・

委員長 あっせんするのは個人でいいけれど、保証するのは銀行と町の話です。銀行がそれを町で保証してもらわないと出来ませんと言っているのか、そういうことでしょ。

下水道課長補佐 説明が不足していたところがございます。ただ単純に私の説明であっせんのみのお話をしておりましたけれど、最終的に町が利息を補填する、利息を町が返済してあげるという見解に基づいて、町長が保証するという事になっております。

委員長 利息は町で見てもらいますが、元金まで町が保証するという説明がありましたやろ、全額。

総務部長 何れにしても銀行は銀行でいろんな条件の中で、貸付がしにくいという方もおられると思います。そのために町があっせんして銀行のリスクを少なくしていこうというようなこと。先ほど申し上げましたように、そういうことで保証していかなければならない立場にあるということなんです。

委員長 言葉悪いか分かりませんが、信販会社系のローンが通らない方がおられますね、そういう方に対しても条件が充たせばあっせんしてもらえる、金融機関と契約できるんだと、それは町が保証するからと、そういう認識をしたらよろしいんですか。

小野委員 そんな条例の決め方というのはないと思います。そこまでしないと  
いけないのかなと考える。それはどれくらいの量があると思って入れ  
ておられるのか。委員長が言ったように銀行は融資しますけれども、  
町が保証してくれなかったら融資できませんというような話でこうい  
う条文が入っているのですか。

総務部長 担当も申し上げましたように、いわゆる金融機関と町と互いに協議  
しているという中で、銀行は銀行として金を貸しておられるという中  
で、やはり元金等を元に戻すという積極的な努力をしていただくとい  
う前提の中でどうしてもそうして焦げ付いたものについては町が最終  
的には保証しなければならんということです。銀行には銀行の努力義  
務がありますので、そういった前提の中で協議したということござ  
います。

小野委員 委員長も言っているように金融機関でブラックリストに載っている  
人、その人らに町は保証するわけです。こんなやり方だったら。ただ  
単にこういう条例がなくて、銀行に借りに行かれたらみんなアウト  
になのですよ。その人らのためにこの第14条が入れてあるのです。  
そういうことはその人らが融資を受けたら焦げ付くという可能性が十  
分あるということで、そしたらみんな補填していかなければならない。  
それはおかしいと思う。そんなことだったら、もっと助成金という形  
にした方がすっきりしますよ。これだったら銀行の方の融資を進めて  
いくためにやっているような条例やけど、これだったら助成条例でも  
作った方がずっとましです。ほとんどそういう無理な人が町の保証が  
あるということで、金融機関は貸すのですよ。それだったらおかしい  
ですよ。

委員長 暫時休憩します。（午前11時55分）

委員長 再開いたします。（午後0時03分）

上下水道  
部長 この条文につきましては、皆さんに知っていただくということで、今後銀行との契約の中で、例えば住宅の融資保険というのはそれで銀行は債務を補填されます。その残りを町が保証していかなければならない。趣旨につきましては水洗化を促進していると、それと一時に支払いが出来ないという方についても出来るだけ早くしてやるということから、あくまでも接続しやすい、それと銀行からも融資が受けやすいという方法でしていると。利子を融資制度にするか、また積立金制度というのがありますが、町としては今のところ積立金制度は出来ませんので、融資あつせんと利子補給ということでご理解願いたいと思います。

小野委員 繰り返しますけれど、なるべく接続してもらおうという大前提があると、しかし資金面でなかなか難しいというのだったら、何も加入負担金の10万というのは理解していますけれど、これをもう少し検討したらいいのです。保証で幾らか予算を組んでいかないといけないということで、これはどれくらいのもが出てくるかというのを想定しておられるのか。そうしたらあっさりとかれをもう少し下げた方がいいと、だけどこれは下げることが出来ないんだと、これは理解しています。だからそうしたときになぜここまでしなければならないのかというのが疑問なのです。利子補填は幾ら想定してあるか知りませんが、借りているものは元金を返さなければならない。利子だけ助かるだけです。利子は安いものです。それだったら、以前の時は助成でいくかこういう融資あつせんにするかという検討もしたのです。繋いでもらいやすかったら、助成という形で資金が調達できるのだったら、まったく助成の方がいいと思う。そこらの点もう少ししっかりと考えてもらいたいと思う。

上下水道 何遍も言っていますようにやっぱり接続していただきやすい方法で

部長 考えているということです。他では加入負担金の分割納付という制度はありますが、分割納付はやめて改造資金の融資制度ということで、できるだけ一時の負担を少なくするというでこういう制度を取っているということでご理解願いたいと思います。

小野委員 全額融資してもらっても分割でも返さないといけない。それだったら分割で納付してもらった方がやりやすいと思う。銀行にそれだけのリスクを背負わさないでもいいし、銀行に審査してもらってということはないと思う。町は分割でもらう方がすっきりすると思う。意見として言っておきます。

吉川委員 第2条の関係ですが、出来たら次回までに検討を加えていただきたいことを要望しておきます。

それと、この利子補給の関係になるかどうか分からないのですが、今浄化槽を設置してますね、これ潰すのにまた再利用の方法もあると思うのです。現在どこの家でも一緒に町全体考えても今まで土であったところがコンクリートにされて一時に水が出てくる。前にも申し上げたと思いますが、雨水溜める棟を各戸に配布することによって一時的に溜められる方法もあると思いますが、その再利用することによって、町の方で再利用される方に考えておられないものか。

下水道課長 今おっしゃっていただくのは補助という考え方ですが、現段階では補助というのは考えていないのですが、ただこれから地元説明とか、供用開始に伴うこの条例の関係の説明をさせていただく中では、既設浄化槽の活用についてはこういう方法もあるという説明をしていきたいということと、そして今融資の関係の分がありましたけれど、それらの接続外の費用についてはこの該当していただく方、いわゆる融資を望まれる方にはその辺の工事の分は対象にしていきたいという考えは持っています。

上下水道  
部長 川西町では先日9月に新聞にPCタンクとか再利用というのが載っておりました。我々としても研究はしておりますが、今後再利用につきましては国の補助等も検討する中で研究してしていく必要があると考えております。

吉川委員 考えていきたいということですが、同じ考えてもらうのだったら、早いこと考えてもらってそういうものもあるということ住民にPRしていかなければならないと思う。他の町村も調べてもらうのは必要かもしれませんが、やはり斑鳩町でこれがいいなと思うことがあったら、他の町村でやってなかったも率先してやるだけの勇気を持ってやってもらわないといけないと思う。是非とも再利用について考えてもらいたいと思う。お願いだけしておきます。

助 役 まず研究させていただきたいと思います。浄化槽を家庭内に一時的に貯留して利用する場合、果たして出来るかどうかということの検討をしなければならない。浄化槽を一時的で貯留をすることを奨励している市町村の状況も聞く中で研究させていただきたいというように思います。

委員長 次に、（4）平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課  
長 （補正予算について説明）

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（5）平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）に

ついてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

上水道課  
長 (補正予算について説明)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長 次に、(6) 町道認定についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

建設課長 (資料4により説明)

委員長 説明が終わりましたが、ここで休憩を取ります。  
(午後0時20分)

委員長 再開いたします。(午後1時20分)

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

浅井委員 整理番号7ですが、団地内で規制されているのですが、これ町道だったら通り抜けできると思うのです。安全面から支障を来すというので自治会で通り抜けできないといろいろ書かれておりますが、これは法的にはどうなるのですか。

建設課長 町道における通り抜け禁止等の関係ですが、通常公安委員会が定めております交通規制があります。それについては遵守しなければならない。ただこの団地等につきましては特に車が通り抜けされる場所につきましては、そういった看板があります。こういったあくまでも

啓発の看板ですので、特に迂回という目的で利用されることがあって、その団地内を通過されるという形については、団地毎にそういう啓発を含めて看板を設置されておりますが、これについては規制にはかかってきませんので、あくまでも啓発という意味ですので、そういう形で工安全対策の一貫でされているということがあります。よって交通規制にかかる看板ではないので規制にはかからず法的に問題はないですが、啓発という形でご協力いただくということで看板を設置されております。

浅井委員　　この道路を団地内に入ったら、6 m位あると思うのです。それが植木を植えてものすごく道に出ているのです。両方入れて2 m 5 0位出ています。以前にも同僚議員から道に出ている木を切ったらどうかとか、花ベンチの踏み台を置いて車庫に出入りするとき道路幅が狭まったとかという話を聞くのですが、やっぱり町道に出た分は切っていただくように指導してもらいたいのと、高安西団地の中で奥で造成済という話し合いから、通ってくれたら困ると、鉄板を敷けとか家が傾いたとか言って、こういう問題を聞いているのですが、町道であったら工事車両は行けないかどうか聞かせてください。

建設課長　　この団地内の工事に係る車両の関係ですが、これも併せて規制の関係で警察の許可を必要とする車両も特殊車両という形でございます。通常の一般車両についてはそういった通行規制というのはございません。ただ団地内ということでもありますので、こういう車両が頻繁に通るということについては自治会とご協議いただいて、業者の方のご理解を求めていただいてスムーズに運行できるようにしていただけたらと考えております。

浅井委員　　双方理解というのが一番よろしいのですが、通りたいというのと地元の方が通らさんという問題があって、この場合は町としてどのように考えますか。団地で勝手に決めて通ってもろたら困ると、家傾くと

か鉄板敷けとかこういうことを言われれば業者はやると思いますが、通るなど言われたら、町道であって工事車両が全然通れないというのはどう思われますか、私は町道やったら言われても通ったらいいと思うのですが、その点教えていただけますか。

建設課長 工事車両の関係について先ほども答弁させていただいたように通っていけないという対象のものは実際その工事の規模があります。そういう形で1つは開発に係るものについては町へ事前協議がございまして、我々としては道路管理者として道路が破損すれば元に復旧していただくという形と、もう1つは主としているのは道路上へ資材を置かれるということがございますので、そうしますと付近の方の通行に支障を来すと、そういうことのないようにという指導はさせていただいておりますが、今委員が申されている個人的にその開発に係らない個人でされると言われるものについては、そういった事前協議なりがございませんので、我々としては転用とか開発とかそういう形ではいろんな条件の把握もできますので、そういったときには道路管理者として今申しました道路管理上の問題について、また復旧についての指導はさせてもらっておりますが、委員が申されているように通行車両については通っていただくについては、地元と協議されてしていただいたら結構かと思えます。

吉川委員 整理番号6で、町道4038号線なんですけど、これはもう少し行くと里道か道があると思うのです。これを見ているとここでどん詰まりになっている。これは町としてこういう道が出てきたら、町で金を出しても向こうへ通ずる道路をこしらえてもらえるぐらいのことをしてほしい。それがまた基盤整備にも繋がっていくのだから、将来的にはその時はお金が係るけれども町のためになっていくと思う。ここだけでなく他にもそういうところが見受けられるから、ミニ開発と言われている部分で本当に斑鳩町の将来を考えた場合にこれでいいのかなという懸念をするわけです。何か町の方で一定の考えを持ってないのか、

答弁できるのであればお願いしたい。

建設課長 整理番号6、これにつきましては開発としてつけられた道路でございます。それをすぐ西側に道があるということで、これにつきましては里道がございまして、その里道の部分まで開発されております。これが現在田圃の状況になっているのですが、これから見ますと、田圃の状況の2筆分をまとめて開発されたということで、突き当たりのその道路まで開発は達しているのですが、その道の東側については1つの区画ということで位置づけされておまして、西側については通り抜けできないという形になっております。それと合わせまして今回提案しております路線のうちの1番を見ていただけたらと思いますが、これにつきましても当初里道、水路それと 河川というのがございまして、これらについてはできる範囲、東側については県道、西側については町道という形になっておまして、そういった形の可能な構造に繋がるということについてはそういった格好で業者をお願いして繋ぐ方法もしております。そういったことでできる範囲そういった公道から繋ぐという形で組合もしているところですので、今回ご指摘の6番についてはそういう事情と合わせて東側の里道につきましては現道の里道の幅員のままということで、狭い道路でなかなかできなかったということでもあります。

吉川委員 今回のことは建設課でなく、都市整備課だと思いますが、今この里道の関係も開発関係が係ったら、里道からは2mは退いてもらっているのか。

都市整備課長 この開発が出てきたときに、建設課に道路計画等合議をさせていただいております。そうしたことで将来的に町道として整備をする必要があるという方については何か所か通り抜けできるような区画してほしいということで建設課とともにお願いをしているという状況です。今回の服部の部分については里道ということで指導はしてなかったと

思います。

吉川委員 セットバックはしてない。開発係っても里道があって中心から退かなくてもいいわけですか。

それと合わせて、里道でもセットバックしろというところとしなくてもいいところがありますね。

都市整備課長 今ご指摘いただいている服部の開発の分については1つの土地の中で開発区域が里道まで当たっていない、手前で止まっている。区画としては先に抜けられるような区画割りにはなっています。今里道には当たっておりませんので、そういう指導関係は発生していないということですので訂正をお願いします。

吉川委員 そしたら道路の所はそれでいいとして、道路の両側はどれ位開いていますか。

都市整備課長 8 mから10 mくらいです。

吉川委員 次の委員会までに里道でセットバックしなければならないところと、セットバックが義務づけられている要綱があったら出していただきたい。

都市整備課長 先ほど言いました里道は基準法上の道路でないというのがありますので、基準法上の道路になれば当然セットバックという話が出てこようかと思いますが、単に里道ということでございますので、そういうセットバック的な指導は発生してこないということになります。

吉川委員 次の時で結構ですので出してください。

小野委員 聞き漏らしたか分からないのですが、今まで認定を出されるときには公道から公道への接続、それから位置指定道路若しくは開発道路ということで1つずつ説明の中に入れていただきたい。それは次回で結構です。

それと整理番号1番、6番というものは、民間の宅地造成に伴っての開発道路と理解したらいいのですか。

建設課長 4番と7番以外は民間の開発等によってつけられた道路でございます。

小野委員 そしたら現場はどうなっているのですか。例えば道路の形状になっていて道路としての排水も全部入れてあって、舗装もしてあるのを認定するのか、まだ計画の段階で舗装の分を分筆されて所有権をこちらへ寄付してもらうから認定を出すということになっているのか教えてください。

建設課長 今出ています開発又は位置指定道路につきましては、その事前協議の時点で寄付の申し入れをしております。それが終わりますと現場確認をいたしまして、排水関係につきましても合わせて寄付をいただく、現場につきましては最終はその検査の時には舗装も排水関係についても十分に当時の計画通りされているかを確認いたしております。それを受けまして、その後関係者の方より寄付の申し出をしていただいて寄付を受けていくということで進めておりますので、委員が申されている道路とか、排水関係に問題があるということについてはございません。

小野委員 手続き的にそうだというのは分かるのですが、特に今聞かせてもらった6番というのはどうも里道まで開発逃れといった言葉は悪いですが、そこで8mの分筆してしまって里道に影響ないようにしておいて、その部分を開発していく、まだ形状ではないですね、もう舗装は

できてあるのですか。この地図には出てないですから。その中で何軒かの家も建ってきている状態なのか聞いています。

建設課長 この6番の現場につきましても今現在区画割りは全部されております。その中で部分的に建売という形で現在建て込みがされている箇所もありますし、お住まいされているところもございます。全面の道につきましては舗装されている状況でございます。

小野委員 4番と7番についてはちょっと合点がいかないのです。課長の説明ではここの工場が占用を受けておられて使っておられたけれど、要らなくなったから返されたのです。それでその分を町で占用を受けるのです。そして町道認定するんだということですが、その工場の方は通られないのですか、やめられたのですか。

建設課長 工場されている方がやめるということは聞いておりますけれども、実質その資材の搬入も最近ないような状況になっています。それと併せて工場は南側の団地がございしますが、これ以前にその工場経営がされておって、その時から長年県の占用を受けてきておったということで、その土地利用等も含めて考えておられるということで聞いております。そういった中でこの道路の占用については周辺に団地もできたということもありまして、その占用廃止の手続きをされたということがあります。そういったときに町も県から協議を受けまして、その時に町としては廃止になれば現況復旧ということもありますし、また長年そういった形で周辺の方も利用されているということもありまして、町が道路として占用を受けるとということで今回お願いをしております。

小野委員 以前興留1丁目で両方から位置指定が取れますと、そういうことでこれを繋ぐということで寄付も工事も全部しますという申し出をしたときに課長は県からの指導で宅造業者の便宜を図るような町道認定は

すべきでないというようなことを文書でもって出してこられた。だからこれと似通っているような気がするのです。その後はその土地も認定されたのです。はっきり言ってあの時いろいろ私が交渉したからまったく個人的に恥をかいているのです。だめやと断ったのです。その後1年もしないうちに通れる道をつくってそれを町道に認定しているのです。だから今回のこの工場の跡地利用とかそれらに荷担するような形で認定をしていくのか。何もそれはだめやと言いませんが、今頃なぜこうして出してくるのかということが不思議でならないのです。その辺明確に教えてください。

建設課長 この用途廃止をされた関係につきましては、平成4年に河川の用途廃止の手続きをされました。それが今日になったのは、この関連については河川の境界の関係の位置づけがなかなか明示ができなかったこともありまして、今日になったということです。その明示が完了いたしまして、その中で河川占用については、私どもとしては10月21日に許可を受けたということがございまして、今回認定のお願いをしたということです。もう1つはその工場の荷担という形の部分がございましたが、これにつきましては、以前その周辺に家がなかったという状況から状況が変わってきた。それ以外に周辺に団地ができたということもございまして、通常そういう不特定多数の住民の方も合わせて通られるということもございまして、我々としてはそういったことについて今現道とされる中で通っておられた経緯もございまして、そういったことで認定をお願いするということです。

小野委員 7番の方でも延長する路線がありますね。その延長していく部分をその工場の方が今まで占用されて建てた道路なのでしょう。だから以前からその工場の方は河川の占用で幾らかはお支払いになったということですか。

建設課長 当然個人占用になってきますので、幾らかの個人占用料はお支払い

になっておると思います。

小野委員　そしたら新しく整理番号4 である意味は何ですか。公道から公道へ繋いでいくのだったら、7の町道339号線の変更だけでこの団地の方は上へ上がっていただけますね。南側へ上りやすいということですね。上りやすいのは工場の方も上りやすいですね。団地の方がもし南側へ行きたかったら、南から上れるような道もついていますし、これをなぜあえて町道として認定する必要があるのかなと思うのですが。

建設課長　4番の図面を見ていただきますと、その区間の18mこの下には現在使用されている道路がありますので、それと北へ上がる道とは別個のものでありますので、現道敷として認定を受ける場合には区間が違うということもございますので、起終点ということで別個に書き出しをいたしております。今申されているように343号線の下の方にも道がございますということなのですが、それについては路線にも進入される方が仮に南から来られた場合には、今の道路339号線に北から入る場合の関係、また南から入る関係がございますので、そういった関係によるものであります。

小野委員　なぜ占用までして整理番号4番をしなければいけないかということを行っている。南から入ってきてても鋭角でまわらないといけない。このまま南から来て入りやすいのは工場だけだと言っているのです。そしたら工場の人返されたのだから放っておいたらいいとそれだけ言っている。住民のために認定しているのだったら、そういうことはないだろうと言っている。それだけちゃんと整理してもらわないといかん。どういう整理をしているのか。出してもらったときにそういう話もきちっと出きるように。ただ工場へ便宜を図るために認定をするのか。聞き方によったら、今までその占用料を払っておられたのをこちら側が占用料を要らんようにしようというようなそういう形でやっているのと違うかと言っているだけ。団地の人に南側から来て入るの

にこの道が是非必要かと言ったら、降りたところを鋭角に曲がるこんな曲がりにくい所はない。だからこの団地の人らは南側から来た場合はこの道を使っておられなかった。工場へ入る人が使っておられた。その工場の人はいらないと、そしたら何もそこまで認定していく必要はないと思う。見方によったらその工場だけの利便性を図るための認定ではないのかという疑いを持たれるとそれだけ言っている。

それと整理番号6号の農地の所に線を入れてあったら誤解を招くので、できたら開発の時の図面とか開発で施工された図面を添付してください。だから私も誤解したけれど、まだ計画の段階で認定してしまうのかと、そう思うような状況やからわかりやすい資料を次回付けてもらいたいと思います。

委員長 以上、これら予定議案については、12月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきます。

続いて、各課報告事項の(1)平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会所管に関わりますものについての説明を求めます

都市整備課長 (人件費の補正他都市整備課に係る補正予算の説明)

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

( 質疑なし )

委員長 次に、(3)斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則について説明を求めます。

下水道課 (資料6により説明)

長

第1条は、条例に基づき指定工事店及び、責任技術者について規定しています。

第2条～11条の、排水設備指定工事店の規定であります。第2条の排水設備指定工事店の指定は、毎年2月に第3条の「排水設備指定工事店指定申請書」を町に提出していただくこととしております。その指定要件でございますが、

- ・県内に営業所又は店舗が有ること。
- ・斑鳩町担当の専属の排水設備工事責任技術者がいること。(責任技術者は、2以上の指定工事店に所属してはならない)
- ・施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ・業務に関し不正又は不都合な行為をするおそれがないこと。

という要件を掲げさせていただいております。

第4条及び第5条により、毎年4月に指定の通知及び「指定工事店証」の交付(指定期間5年間)と共に指定台帳に記載し公告をする。指定しない場合については、その理由を付して申請者に通知するをいたしております。なお更新する場合は、5年の指定期間満了1ヶ月前に更新申請をするものとしております。

第9条では、指定工事店の義務として、この条例・規則を遵守する事、又、施工した工事の完成後1年以内の故障等は、無償で修理する事、名義を他に貸さない事などと規定しています。

第10条では、指定の取り消しとして、偽りその他不正の手段により指定工事店の指定を受けた時、条例又は、規則に違反した時、などを定めており、指定の取り消し又は、6ヶ月以内の資格を停止する事が有るとしてあります。

第3章は、責任技術者の規定であります。

第12条の責任技術者の登録については、県が行う排水設備工事責任技術者の試験(毎年11月)に合格した者、又は既に県内の市町村長が行った排水設備工事責任技術者の試験に合格した者が、排水設備工事責任技術者登録申請を、町に提出し第13条の登録資格を審査し決定するものとする。なお、更新は、有効期間を5年としている事から、有効期間満了1ヶ月前に、県が9月に行う排水設備工事責任技術者更新講習の

受講修了証を添付し更新登録の申請をする事としています。登録及び更新については、町の台帳に記載すると共に、責任技術証を交付する。なお、排水設備指定工事店の登録及び責任技術者登録に変更があった時には、第6条及び第18条の規定により、速やかに町に届け出る事としています。

第19条では、名義貸しを、禁止しています。

第20条では、登録の取り消しとして条例又は、規則に違反した時、不正・不都合な行為があった時は、責任技術者の登録資格の一時停止又は、指定を取り消す事が出来ると定めています。

なお、付則2・「斑鳩町排水設備指定工事店の指定の申請及び登録についての経過処置」といたしまして、指定工事店の指定申請は、毎年2月1日から2月末日としていますが、平成15年度に限り5月1日から5月末日とし、当該指定工事店の指定と登録は、毎年4月に行うのを6月として、供用開始より前に指定等を行う事により、接続等を考えておられる住民や、関係者に対応していくこととしております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

小野委員 4頁の12条なのですが、新規登録第17条第2項に規定する有効期間の満了に伴いということなのですが、17条というのは1項しかないのです。これはミスプリではないのですか。

下水道課長 委員おっしゃっていただいている7条規定につきましては、指定工事店の規定の関係を表しておりまして、16条は責任技術者の有効期間ということで、店と責任技術者のことを表しております。何れも5年ということでご理解を賜りたいと思います。

小野委員 次に、5頁の14条の第17条第2項というのはどうなるのですか。これも16条ですね。そしたら、第14条の3項、第1項の規定により・・・指定試験期

間ということですが、どういう「期間」ですか。

下水道課長 県ということで、具体的には下水道公社の方で実施されることでもあります。

小野委員 おかしいと思いませんか。「期間」という字が違うでしょう。チェックしておいてください。

それから6頁付則の2項、当然15年4月1日から施行するという  
ことで、この第3条第2項と第4条第3項については、こういう付則  
を入れておかなければ施行できないということで入れてあるのです  
が、15年度に限りですから、15年度に限り申請を受けて締め切っ  
てから明くる月に出すようになっているのです。指定工事店の指定は  
毎年4月までとなっている。3条の第2項にあります2月1日から2  
月末までの提出期間で2月末に締め切って3月空けて4月にしてお  
く。15年最初の年度だから1か月置くのを短縮しているという考え  
方でいいのか、やはり1か月くらいは審査する必要があるのではない  
かと思うのです。それらについてどのように理解して、この15年度  
は6月に少しでも早く運用したいということでしたらおられるのか、ど  
うなんですか。

上下水道部長 初年度だけを早く整理しておこうという気持ちの中でさせていただいたということです。

小野委員 多分初年度に固まって提出されるんだと思うし、そこら15年6月  
に指定する必要があるのかという疑問があります。供用開始が17年  
4月以降になるということがあります。その辺の配慮は、それであま  
りにも慌てて指定業者のチェックがおろそかになることは余り好まし  
くないと思いますし、最後に課長が言いましたけれど、供用開始前に  
決めて工事にかかってもらいたいという意味で15年4月1日から、  
そして指定業者の登録を1ヶ月間の猶予なしでやってしまうのはちぐ

はぐな気がするのですが、その点についてもう一度答弁お願いします。

上下水道  
部長 私どもはできるだけ早く排水設備工事店を早い時期に指定することによって、今現在いろいろ住民の相談で幾ら掛かるのかとか、どういう改造をしたらいいのかと受けているわけです。これはこういう指定工事店に相談を受けてもらう方がベターであるということで、そうしたことで直接尋ねていただく方がよく分かるということの中で、できるだけ早くして住民の不安を解消していきたいということでこのようにさせていただいております。

小野委員 先ほどの融資あっせんの条例についての議論になると思うのです。施行期日についてもやはり供用開始の期日というような書き方というのは理解できないと思うのです。だからもっと前もってやればいいたろうし、業者は15年4月1日からと、現実には15年6月に業者が決まると、それから実際融資を受けられるのは17年ですよ。2年間あるのですよ。その間どんな事情が変わるかしのれないのにどんな契約はするのですか。そんなややこしい話をするのだったら何もこうして2年前に規則を決めなければならない根拠は全然ないのです。当初に助役さんから早いほうがいいというのはそれでよろしいのです。けどこんなちぐはぐな出し方をするのだったら、1年でやれるということがあるのだったら、1年前で十分だと私は再度申し上げます。その点についてどうですか。

上下水道  
部長 我々といたしましても、他の町村等で1年前にされているところも現にあるということを聞いております。けれども斑鳩町の場合は特に1500戸程度の宅内枡の整備をさせていただいております。その1500戸自治会数にしても21自治会を対象に啓蒙していく必要があるかと考えています。かなり広範囲に啓蒙啓発にしていかなければならないということの中で、こういう指定工事店の関係条例等のご審議を願って行く中で啓蒙していきたい。

小野委員 正式に出すのにそういう状態のことをしっかりと認識してもらって、今なぜ出さないといけないのかということをしかりと話してもらわないと、今出しておいてもこの規則は15年の6月から業者は決まっています。実際やれるのは17年4月以降です。その間業者とも交渉したらいいということなのですが、そんなもの1年先の仕事のこと業者は話にならないです。しかもそこで融資が受けられるかどうか分からなかったらだれもしないです。だから慌ててこんなものを出せるものじゃないと、あえてまた言いたくなるのです。

それと休憩してもらった方がいいか分からんけれど、住民からなぜ条例制定ができないねんという問い合わせがあつて、部長が委員会で審議中やと、ただ審議の内容については議事録を見てもらったら分かりますとかそういうような住民からの問い合わせに答えておられるのか、その点どうなのですか。

上下水道  
部長 私が前回委員長に一住民からこういうことで言われてますと報告させてもらった中身だと思いますが、私はその時電話で聞いて初めて知ったということで、その方とは直接事前に話すことはなかった。電話がかかってきて言われた、担当が行ったときには既に9月の委員会の会議録を見てと言われたということで、その後私の方があつということで、私は事前に一切申し上げておりませんのでよろしくお願ひします。

小野委員 どういう言い方でどういう具合に言われていたのか、そしてどのように課長なり部長がその方に言われたのか、それは言った言わんの話になるから別に関係ないのです。だけど条例を制定するのを私が遅らせた方がいいのかという意味は、今話している状態なのです。出してもらってもこんな条例だったらどうするのかというのは当たり前の話です。ただその人が言っておられるのは、そんなんやったら遅らせてくれた方がいいのと違うかと優しく言っている言葉を曲解されておる

見たいな言い方で聞いているから、何ということやということ、私は条例を制定するのを拒んでいるのではないのです。条例は制定せな  
いかんのです。これは法律です。それを組み立てているものが、前も  
って出してもらったけれど、昨日も1時間掛かっていないですよ、ざ  
っと見ただけでもこれだけの疑問点があるのですよ。今日ずっと質問  
させてもらった中で、こんなん言ったら悪いけれど、担当の者は全然  
理解していないのと違うか。イージーミスとかそんな問題は関係ない  
のですよ。もう少し組立を理解してもらわなければ、議員から質問さ  
れたら答弁できないのですよ。このような条例を制定されるというこ  
とになってたら、やはり議員としても責任を感じるのです。今度12  
月議会で提案する予定となっていますので、正式に提案されるまでに  
もう1回みんなによって精査してください。それから出してください。  
それをお願いいたします。

助 役 今議長がおっしゃるとおりでございます。やはり先ほども言いま  
したが、各条例を精査しながら議員の質問には的確に答えていかなけれ  
ばならないのではないかという・・・

これも今言われたように急くものではないと思います。ただ我々とい  
たしましては、やはり下水道条例を制定するのにも関連事業をしなけ  
ればならないということの気が先にありまして、そういうことからや  
はり出してきたものであります。ただ我々としてはやはりこれらの条  
例については早くしなければならぬと思っております。整合性が合  
わないということがあるかもしれませんが、ご理解願いたいと思  
います。

吉川委員 指定工事店ですけれども、第2条に8号まであるのですけれど、こ  
れに適合したところは全部指定されるわけですか。

上下水道 1業者2人ありますけれども現在43人の方が資格を取られていま  
部長 す。現在水道の指定業者11社は全て取られております。恐らくかな

りの件数が出てくると考えておりますが、今のところ何社ということ  
は分かりません。

吉川委員 先ほど小野委員から指摘されて12条と14条、17条と16条の  
違いということを知ったけれど、やっぱり訂正してくださいというこ  
とで、皆さんに再度説明してほしいと思うのです。

下水道課 12条の4行目の17条2項となっている分を16条2項に訂正と  
長 いうことと、14条の3行目の17条の2項を16条の2項というこ  
とで訂正お願いしたいということでございます。それと14条の3項  
の中での指定試験期間の「期間」が「機関」ということに訂正をお願  
いしたいと思います。

委員長 吉川委員が聞かれていた質問に関連しますが、斑鳩町で43人、奈  
良県内に営業に適する営業所又は店舗ということで、奈良県内では何  
人ですか。

上下水道 人数的には現在調べてはおりません。  
部長

委員長 次に（4）産業フェスティバルについて報告を求めます。

観光産業 （資料7により説明）  
課長

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受け致します。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（5）服部区画整備について報告を求めます。

都市整備  
課長

服部地区で実施されますいかるがの里服部農住土地区画整理事業につきまして報告させていただきます。

当該事業区域でございますが、昨年5月に市街化区域に編入されました。よってそれを受けまして6月にはいかるがの里服部農住組合を設立する認可を受けられまして、7月には法人登記も完了されました。その後、事業実施に向けて土地の境界の立会、地元での協議、説明会を実施されるとともに町県などの関係機関等と事前協議が進められていたところでございます。

そうしたことで、本年11月8日にはいかるがの里服部農住土地区画整理事業の認可が県知事よりなされまして、11月12日に起工式が執り行われたところでございます。

事業の内容でございますが、資料8の造成計画平面図をご覧くださいと思います。

(資料8により説明)

委員長

報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

吉川委員

平成13年6月12日に資料でもらっておりますが、これと変わった点があればお聞かせ願いたい。

法隆寺線ですが、これは15年で終わるということなんですが、いつ頃完成されるのか。私は15年に区画整理終了ということでおられるのなら、それまでにこれも完成すべきと思うのですが、考え方をお聞かせ願いたい。

それともう1点、この前12日だと思うのですが、起工式が行われるときに、土砂の搬入があったわけですが、その時点で私も三代川の北側の町道を通りますと全然通れないような状態、ガードマンもいない。私は早速電話もかけ対応したわけですが、今後大きい面積を造成されるにあたり通行路はどのように考えておられるのか。どういう計画をされているのか、10トン車が何台ぐらい通るのかお聞かせくだ

さい。併せてこれは直接関係ないのですが、10トン車は神南の塩田橋も渡るわけです。10トン車を渡ってもらうのはどうってことないのですが、神南の協栄金属の方から大森さんを通して来るときにもう何年も前から指摘しているわけです。標識は神南向いて可、塩田橋の方はあかんと書いているわけです。塩田橋ができてから何年経つのですか。かえって塩田橋を通して行く方が道も広いし通れる。神南は通ろうと思っても通れません。それを大型可という標識が出ているわけです。これは前から何遍も指摘している。それでも一向に直そうという気がないのかやる気がないのか、これも合わせて答弁お願いしたい。

都市整備  
課長

1点目の13年6月12日資料3で出させていただいた分と今回出させていただいた分ですが、13年の時にはまだ計画が定まっておらないということで、線は入れさせていただいておりますけれども明確になっておらないということで概略という形にさせていただいております。今回形が整ってきておりますので、こういうカラーにして出させていただいたということでございます。区画道路についても変更がなされておりますし、調整池、公園等の配置も変わっているというところでございます。

そして法隆寺線のこの部分の進め方ですが、区画整理が15年度に終了する予定ということで、法隆寺線についても15年度で完了したいと、401号線から区画の区域まで繋げたいということがあるわけですが、この町道401号線沿いに1軒建物がございまして。今この方と区画整理事業内で移っていただくということで協議をさせていただいております。この区画整理事業の区画がきちっとされました段階でこちらに移っていただくということになりますので、区画整理事業内の道路部分を先行した形で進めていくということになるかと思っております。15年度には少し難しいと考えております。

そして、土砂の搬入の関係でございまして、今現在聞いておりますのは、昭和橋から三代川の堤防を通りまして、区画整理事業内に搬入するというところで聞いておるところです。ご指摘のように三代

川の堤防は非常に幅員も狭い、そして西小学校の前を通るということで、JAも西小学校の方に直接赴きまして説明等なされているところでございます。そうした中で事前協議の中で十分安全対策を取るようという指導をしているところでございますが、改めて教育委員会の方からいかるがの里農住組合長の方に通学路に対する安全対策ということで、車については最徐行を行うよう、またガードマンを配置するよう、西小学校には交通警備員さんの指示に従った形で通行するよう、また学校周辺の道路には待機場所として車を止めないようしてくださいという文書で組合に出されておりました、担当課としても教育委員会とも協議しながら指導等を行ってまいりたいと考えております。

そして代数的なことではございますが、この工事は11月末くらいから来年4月くらいまでの工期で進めて行くわけですが、多い時で100台位の車が走るのではないかと思います。トータルとすれば2000台を超えるのではないかなど思ったりはしておりますが、十分交通安全には注意していただくようにしてまいりたいと思っております。

建設課長 塩田橋右岸堤防に係ります西への交通規制標識についてであります。これについては以前地元と協議の中でそういったご指摘もいただきまして、その後公安委員会にも申し入れしておりますけれども、その後の追跡調査ができていないということがあります。この点につきましては公安委員会に早速連絡を取りまして、その後委員の方にその経過につきましてご報告申し上げたいと思っております。

吉川委員 今聞いていますと、約2000台の車が通るということで、10トン車が通られると、この前第3団地で舗装し直していただいたところがありますね。狭くて10トン車が通るのがやっとな杯というところがあります。特に竹藪から橋の間ですね。実際にあの町道が10トン車2000台通って耐えられるのかどうか。往復通るわけですか。

都市整備 できるだけ往復にならないようにということで警察とは協議してい

課長 ただいているのですが、なかなか幅員の一方通行で車を流すということについても難しさがありまして、今JAの方でも検討をさせていただいているということでもありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川委員 町道管理者として10トン車2000台も通って大丈夫やと思ひておられるのか。運転してる人にははつきり言ひて責任ありません。許可を取って来ておられる。入ってこられたらこっちがバックしたらんならいけないと思ひう。ガードマンがいたらとめてくれると思ひうけれど、こっちが余計に入ひていてもこっちがバックしなければならぬ。三代川よりはガードレールがつひていますが、北側はつひていません。実際に通れるのか、やってもらふことについては協力も惜しまないし、やってもらわぬけません、そこらをきちつとしてもらわんと。農協が主にもってやるのだから、農協と町がその町道を10トン車が通るのにある程度の覚書を交わされると思ひう。その覚書というか、許可した条件を委員会に示してもらひたいと思ひう。それを管理者として絶対安全だということをつけて出していただきたたいと思ひう。よろしくお願ひします。

それと法隆寺線については、藤本課長の方から聞きましたので、それはそれで了解しますが、できるだけ前開きに交渉してもらって是非とも先行する具合に話を進めてもらひたいと思ひうので、強く要望しておきます。

小野委員 先ほど吉川委員の質問の中で、法隆寺線と平行してやれぬかという話の中で、課長は立ち退き件があるということで、私はこの方からいろいろ相談も受けています。またその都度担当課にもいろいろ交渉してもらひているのですが、この方が希望しておられる場所というのを全面的に聞ひてもらひたいなと思ひう。というのは祖母の方が孫の学校のことで遠いところまで通わすのはかなんということで、丁度ここに校区の線が入っているみたいですので、これらのことも交渉の中で

話してもらいたい。そうした中でその方は服部川から東側を希望されているんだと私は思っているのです。整理事業をそちらの方が先にやっていたら移転をしていただいて法隆寺線が一辺に施工できるのかなと思う。そう簡単には行かなかったらそういうことで聞かせてもらっていいのですが、できればそういう工夫をしてもらえるようお願いします。

それと、これから質問なのですが、この法隆寺線この図面で見たら南へ行けば幅員が狭くなるように思う。それらについて変更はあるのですか。

都市整備  
課長

1点目の代替地希望者の部分ですが、委員ご指摘のように東側で何とかならないかということを知っています。そうしたことで組合の方にも東側で確保していただくように現在も協議をしているところがございます。できるだけその方の希望にそえるような形で努力していきたいとこのように考えています。

それと法隆寺線のことですが、直接狭くなるということはありませんで、小吉田住宅のところは法面で終いしたりしているところがございまして、狭くなっているような感じを受けるのですが、右折レーンを確保するとかいう形でそういう状況に見えるのかなと思ったりしています。

小野委員

今の区画整理事業の中の所でNo.34のあたりも車道の幅員と、北側は右折レーンがあるから広いということによろしいですか。南側の方が本来の幅員である。北側も同じように町道と合流するから右折レーンとの確保で広がっているのだと。そしたら今施工しているところもこの南側の幅でやっているのか。

それと区画2号線と法隆寺線との取り合いですね、宅地は法で終いしているし、法隆寺線へ入ろうと思ったらガタンと落っていくのではないかなと。区画2号線、区画整理事業の中でのここで道路が止まってしまうのか。法隆寺線へ入っていくことはしないのか。

都市整備課長 法隆寺線とこの服部川の町道と直接繋がせていただくということでありますので、乗り入れは可能ということになります。

小野委員 ということは道路勾配をここで落としていくということで理解させていただきます。そうした中で細かい話なのですが、西側の区画整理事業の中で、その北の方でこの40.30とか40.50というのは計画値だと思うのですが、南側が全部少しずつ低いのに、ここだけ40.30となっているのが2区画あるのですが、これは隣接の土地に対する配慮というか、宅地の計画GLを北側を20cm下げているのですか。そういう理解をしたらいいのですか。

都市整備課長 この辺の計画高についてはJAさんの方で進められている部分がありまして、特にここがどうこうということは聞いておりませんのではつきりしたお答えはできないのですが。

小野委員 その今の言っている場所の西側、区画外ですがこの土地は確か立ち退きをお願いしている方の土地の残地だと思うのです。これについては道路がついてきて、その方が法隆寺線に面した土地として持っていくというような話になっているのかどうか。そうではなくて、この形だったら区画整理事業の中に組み入れできないのにあえてこうしてやっていくんだということになるのか、その点はどのような話になっていますか。

都市整備課長 この残る部分についても区画整理の中に企画整理の中に取り組んで1つの区画割りでこの場所で代替地も含めてこの場所で確保していただくことについても検討させていただいたわけですが、どうしても東側の方がいいということをお伺いしておりますので、この部分は残っていくものと考えております。

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたと  
いうことで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたし  
ます。

吉川委員 まず県道安堵斑鳩線ですが、三代川と並行して今工事やってもらっ  
ているところなんです、通ってみると工事がストップしているよう  
に思われるわけです。前にはもう直ぐにできるように聞いていたの  
ですが。

それから三代川改修ですね。特に法隆寺の駅の前で止まっているわ  
けですが、どういう経緯になっているのか。建物の検査というか10  
軒調べたら後は残っておるという状態を聞くのですが、どういう状態  
になっているのか。

それと富雄川に対しても今現在分かっている点を教えていただきたい  
。

それから新御幸橋の関係ですが、上流にかかっている御幸橋が来年  
と16年で改良工事が行われると聞いている。17年18年位に新御  
幸橋をやってくれるのではないかと聞いてはいるのですが、  
実際に17年18年でやってもらえるのかどうか。現在大和川を越し  
てエフワンの交差点まで渋滞していることがあるのですが、どう考え  
ておられるのか。

やっぱり気が付いたことはもっと率先して事業が進められるように  
努力をしてもらいたいと思う。もう少し力を入れてやってもらいたい  
と思う。今現在分かる範囲で結構ですので、今後の対応についてお聞  
かせ願いたい。

特に新御幸橋についても、私は委員長にも議長にもお願いしよう  
と思っているのですが、議会も県へ陳情に行ってもいいと思う。今ど  
ういう対応をしているのかお聞かせください。

都市建設 私の知っている限りでございますが、天理斑鳩線ですが、確かに奥

部長

の方を春先に発注いたしまして、事前に電柱等の協議もなかなかできてなかったという話がありまして、この9月頃工事を再開いたしました。今現在進めておりまして、一応12月末に完成をする。ただ交差点部分はちょっと課題がございまして、今土木の方で検討中ですが、これまでの間については12月には完成ということを知っております。引き続き農地部分の方にも用地買収に入るといことで地元の方とも自治会等話し合いが進められるように日程調整等をおられる最中だということです。

三代川の件でございますが、委員おっしゃられたように昨年度8軒家屋調査をさせていただきました。底地整理の問題もございまして、一応8軒家屋調査させてもらった以上、皆さんもいつ頃かということで気にしてもらっております。早く進めていかなければならないこともございまして、一応前の時にもご説明させてもらったか分からないですが、一応 という形を取らせていただきました。みんなで協力してやっていこうという体制でございます。10月の10日ですがプロジェクトチームの会議をいたしまして地元の自治会長にご相談していただきまして、11月の間に当然地元の方に状況説明に伺いたいという形で調整をさせてもらおうと、今後の進め方もお話しさせてもらうように調整をしております。

それと富雄川でございますが、これはこの9月の議会の時、JRの方と協定ができているということになっております。JRの所までは工事は来ております。

それと新御幸橋でございますが、一応県の認識は私も甘いように思います。確かに渋滞ポイントという形に入っていて、一時調査もされたと、しかし今現在ではそれほどの渋滞ではないというような認識をしているところもございまして。そんなことはないですよという形で私も申し上げておりますが、今のところその状態が続いております。私も力が及ばなかったら、当然議員さん方にもご協力お願いしたいと思います。御幸橋の方の改良計画は早期にやります。新御幸橋の方は何とか渋滞ポイントにしてもらって渋滞の対策を講じてもらえるように

これからも要望したいと思います。

吉川委員 今話を聞いていますと進んでいる部分も、県道斑鳩線なんかは12月に完成するというございます。ただあそこの交差点部分は難しい面があるかと思えますけれど、いつも申し上げますように難しい問題ほど時間をかけてもらわないといかんし、交渉も長引くと思うのです。それについてはそれなりの努力をしてもらわないと行けないと思う。もう少し力を入れてやってもらいたい。

新御幸橋についても、県の渋滞改良箇所が43箇所指定されている中には入っているということになっていると聞いております。是非とも県も43箇所の中に入れてくれているのだから力を入れていただきたいと思う。実情を訴えてもらって改良工事に着手してもらえるように、私たちが努力しなければいかんと思う。是非とも力を注いでいただくようお願いをしておきます。

また三代川改修もしかりです。家屋調査10軒と聞いているのですが、今8軒ということを知ったのですが。

都市建設  
部長 去年やったのが8軒です。過去の分を含めて10軒です。

吉川委員 そういう状態ですので前進できるように最大の努力をしてもらいたい。また議会で要望しにいかねばならないところがありましたら、お互い力を合わせてやっていかなければいかんと思うのでよろしくお願ひしておきます。

小野委員 今の新御幸橋の件ですが、部長はさっき県の認識は甘いと思えますと、そんな答弁の仕方はないと思えます。実際問題として県への町からの要望というのは弱いのではないかと思う。新御幸橋の改良は以前から出ておったことやし、是非とも頑張ってもらいたいと思う。

昨日、駅前東の自治会へ出前講座に行ってもらって有り難うござい

ました。私も自治会長からの要請を受けまして出前講座にオブザーバーという形で参加させていただいておったのですが、町からは谷口補佐と上田係長、建設課からは川端補佐と関口係長に来ていただきまして、いろいろ話を聞いていただいたのですが、自治会全体としての流れを聞かせてもらうのは初めてでしたので、補佐2人もああいう話になるとは予想しておられなかったと思いますけれど、的確に受け答えしていただいたと感謝しております。是非ともこれは計画的にやっていただきたいと思います。どういう感想を持たれたか発言していただきたいと思います。

上下水道 特に下水の整備に関してですが、この分については内部でいろいろ部長 検討はさせていただきますが、以前からも認可区域に入っていましたけれど、この工事は進んでいないということで、平成16年からなんかをしていきたいということで、その前にいろいろ準備しなければならないということで検討しておりまして、そのとおり担当の方から説明させていただきまして一定のご理解を得ているということで、私道個人名義等についても地域自治会に協力してもらうこともあると思いますが、建設課と我々としても一定の努力をしていこうということで再度認識させていただきました。詳しくは担当の方からまとめた一定の報告があると思いますのでよろしく願いいたします。

都市建設 詳しいところまでは聞いておりませんが、道路の関係のことが出て部長 ありましたということで、地元の方も難しい状況については知っておられるということもございましたという話を聞いておるのですが、町といたしましても住民さんの方でもらわなければならない大変な面もありますということでございました。当然道路管理者としてもこの機にそういう気運が盛り上がってきていいなというふうに考えておりますので、続行したいと思っております。

小野委員 地元の人での責任問題ということについてもいろいろ議論されてい

るみたいです。あの場所から数年前に開発業者が自分らの品物を作るためにはいろんな経費を掛けてやっと品物を作り直した。今も残っている区域については不動産会社が持って入るだけの力もないし、メリットがあるという土地じゃなくなっているのです。完全に個人が所有している。だからそうなったときに誰に頼るんだということになってくるし、これは是非ともあの区間だけを下水を入れられない状態で放っておくということは行政としては怠慢だとはいいませんが、是非とも供用開始ができるように一生懸命にやってもらいたいと思う。

その中で向こうの提案としては地図の混乱地域ということで、その整備をまずしようということで提案していますが、その道路をきちっと移管できるような状態にまでは、やはり町的生活道路ですので、やはりきちっと網掛けをして精力的に整理してもらいたいと思う。

斑鳩町にある道路という形態を取っているものの管理をしているという意味を持って1日も早く町道認定できるようにやってもらいたいと思う。当日行かれた補佐はどのような感想を持っておられますか。

川端建設 建設課という立場で学習会に参加させてもらいましたけれど、以前課長補佐 からいろいろ悩んでおられる方もありますし、皆さん個々に既に認識されている方もございました。今回自治会として皆さん一致して前向いて進もうという1つのきっかけが下水という形で出てきましたので町としてもできるだけの応援という形で進めさせてもらいたいということで、住民の進んだ思いというのを感じさせてもらいました。自治会と町と第三者がいるという状況ですが、これに関しましてもできるだけ協力いただけるような形で住民と町が一体になって進めていかなければ進まない問題だということも感じましたので、今後とも逐次協議しながら1つずつ問題を解決して進んでいきたいと思っております。

浅井委員 新御幸橋と旧の御幸橋の位置づけというのは分かりますか。旧の御幸橋は以前の高田枚方線ですね。今現在町道になっていますが。新御

幸橋は高田枚方線ですね。私この道路作るのに役をいろいろな話をお聞きしたけれど、この新御幸橋は以前私らが協力したときに色んなことを言われた。そして協力できて今の道路形態、吉川委員が言ったように駅の高架の関所くらいで詰んでいます。だからこれの拡張を早くやってもらいたい。鍵田部長も県へこのことを強く要望してもらって1日でも早く解消していただきたいと思います。

小野委員 先ほどの服部の区画整理の時に質問したらよかったか分かりませんが、法隆寺線はこの後どのようにっていくのかなということで、安堵王寺線まで繋ぎに行くのだと思いますが、15年度にはここの区画整理ができて一部できるだろうと、それ以後はどのような年次計画になっていますか。

都市整備課長 今まだ用地が30%ほど150m区間で残っておりまして、まずその部分についての用地取得について努力をして早く供用できるようにしてまいりたいと考えています。それと区画整理の部分これについても15年16年というような状況で進めさせていただくということで考えているわけですが、それより南については安堵王寺線の関係もございまして、現在については何年度という形では持っておらないというのが状況でございます。あくまでも町道401号線服部道までという550m区間をやるということで進ませていただいたわけですが、区画整理が進むということで前進させてもらったということでございますのでご理解願いたいと思います。

小野委員 その401号線で車の混雑が直るという考え方は余りいい形ではない。401号線がもっと広い道だったら、あえて今のパークウェイを繋いでとかということ。住民の方からもいろいろ指摘があると思うのです。糞詰まりになるという形になるからあくまでも法隆寺線というのは25号線から安堵王寺線に繋いでいくという形になると思いますので、その点は計画性をもってやっていただきたいと思いますが、そ

の点はまだ無理なのですか。

都市整備課長 服部道はやはり狭隘ということでございます。いかるがパークウェイできるだけ東西に早く前進して今進めている法隆寺線の効果を上げることに努力してまいりたい。それと安堵王寺線今明確な形になってないわけですが、安堵王寺線の進捗状況と合わせながら法隆寺線を延伸していくという形になろうかと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

小野委員 なぜこういうことをいうかと言えば、この南側で用地が分かると思う方から先日質問を受けたのです。法隆寺線はこちらに来ますのかと。安堵王寺線が進まないから来ませんやと、そして今まで町道まで来たらそれでバイパス的に止まるからということで法隆寺線は進まないのではないかとそういうことで地主さんは心配しているのです。そしていろいろなことで土地のことも考えていかないかんで、そういうことがあるからこれは進んでいきますと言っているけれど、もう少し具体性を持った話をほしかったと思う。

吉川委員 先ほど質問の中でも申し上げておりました新御幸橋とか富雄川また三代川、県関係の事業について、委員長すいませんが議長と相談してもらって、委員会で行くのか、また有志で行くのか、私は一回行くべきやと思いますので、その辺よろしく願いしておきます。

委員長 そのように手続きさせてもらうことにいたしましょう。  
その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

助 役

( あいさつ )

委員長

これをもって閉会いたします。(午後3時36分)